



狛江市男女共同参画推進計画

～誰もが自分らしい生き方を選択できる
男女共同参画社会を目指して～

平成 29 年度推進状況報告書

平成 30 年 10 月

狛江市



はじめに

狛江市では、平成 27 年 3 月に「～誰もが自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会をめざして～ 狛江市男女共同参画推進計画」（計画期間：平成 27 年度から平成 31 年度まで）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、施策の推進に取り組んできました。

本推進状況報告書は、男女共同参画関連施策を担当する課で構成される男女共同参画推進計画庁内推進本部・庁内推進会議において、計画に掲載されているすべての事業（全 103 事業）について、平成 29 年度の推進状況を調査し、評価したものです。

この評価結果を活かし、狛江市のさらなる男女共同参画社会の実現に寄与していくことをめざします。

目 次

1. 狛江市男女共同参画推進計画について	1
2. 平成 29 年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況調査の実施	3
3. 平成 29 年度の総括	3
4. 評価の推移	4
平成 29 年度推進状況報告	
基本目標 1 男女共同参画の意識づくり	7
基本目標 2 人権が尊重される社会の形成	17
狛江市配偶者暴力対策基本計画	25
基本目標 3 あらゆる分野で男女が活躍できる社会づくり	31
基本目標 4 就労環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進	35
基本目標 5 子育て・介護を支える環境の充実	41
基本目標 6 男女共同参画推進のための体制の強化	55
＜資料編＞	60

1. 狛江市男女共同参画推進計画について

○基本理念

～誰もが自分らしい生き方を選択できる

男女共同参画社会を目指して～

男女共同参画社会は、すべての市民一人ひとりの人権尊重を基盤としています。誰もが、自らの意思と責任により、多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択することができる社会をめざします。

この基本理念を掲げ、市、市民、事業者とのパートナーシップを大切にし、国、東京都、他の自治体、関係機関と連携して、効果的に計画を推進します。

○基本目標

基本理念を達成するために、次の基本目標を設定し、具体的な施策・事業を進めていきます。

- | | |
|--------|-------------------------|
| 基本目標 1 | 男女共同参画の意識づくり |
| 基本目標 2 | 人権が尊重される社会の形成 |
| 基本目標 3 | あらゆる分野で男女が活躍できる社会づくり |
| 基本目標 4 | 就労環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進 |
| 基本目標 5 | 子育て・介護を支える環境の充実 |
| 基本目標 6 | 男女共同参画推進のための体制の強化 |

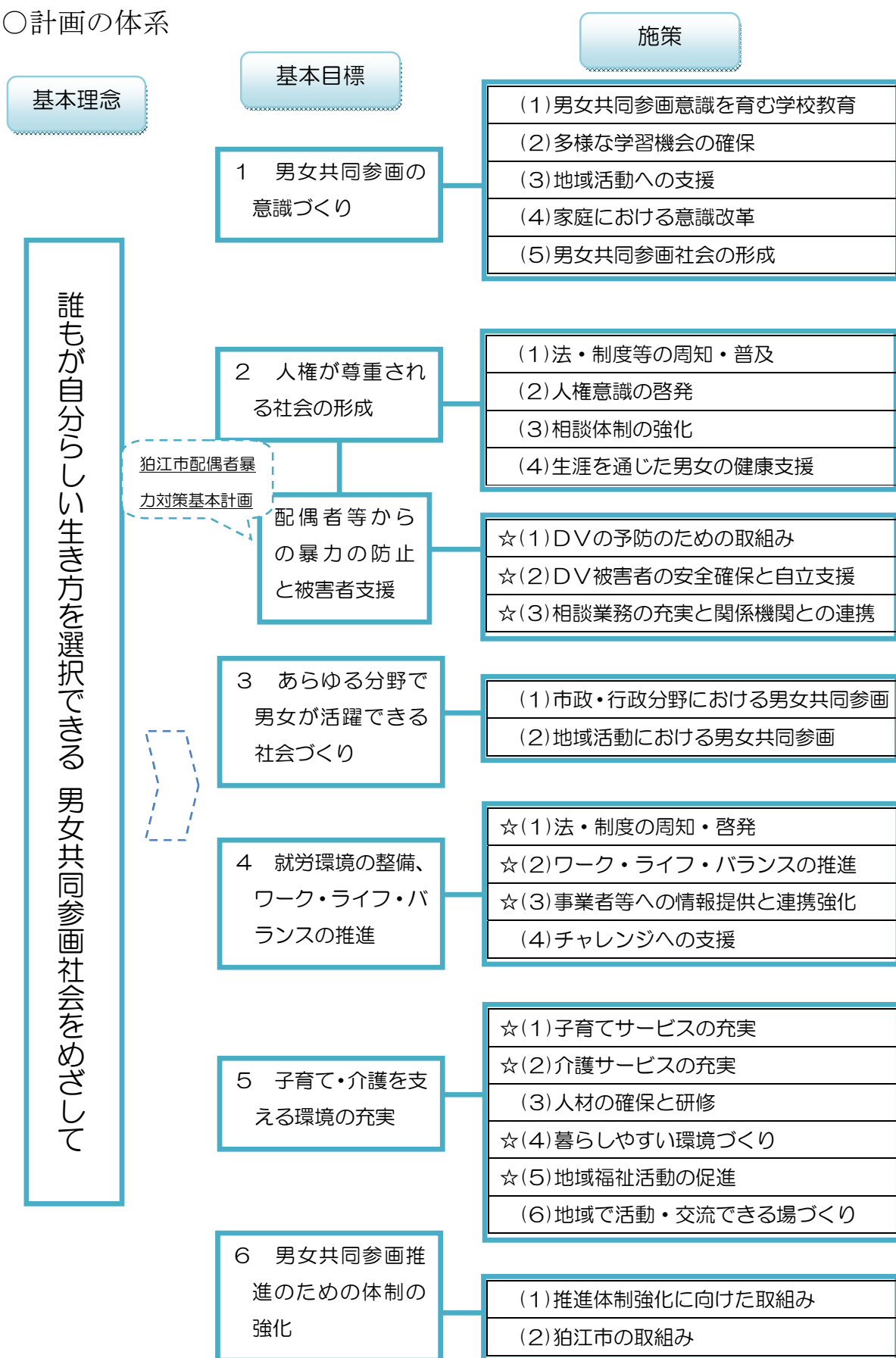
○重点テーマ

本計画では、狛江市における男女共同参画の現状等をふまえ、特に力を入れるべき3つの重点テーマを定め、男女共同参画社会の実現をめざします。

各基本目標に基づく施策、事業を進めていくうえで、次に掲げるテーマに深く関わる部分について、重点事業として取り組んでいくこととします。

暴力の根絶に向けた取組み
ワーク・ライフ・バランスの推進の取組み
子育て・介護への支援の取組み

○計画の体系



☆は、重点テーマに該当する施策

2. 平成 29 年度狛江市男女共同参画推進計画 推進状況調査の実施

対象期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

対象事業：狛江市男女共同参画推進計画に掲載されているすべての事業（全 103 事業）

「狛江市男女共同参画推進計画」の推進のため、担当課において計画に掲載されている事業についての推進状況調査を実施しました。

各事業の実績や評価の詳細については、7 ページ以降に掲載しています。全体的な結果としては、下表のとおりとなりました。

基本目標ごとに総括を記載しており、平成 30 年度からの計画推進の指針としていきます。

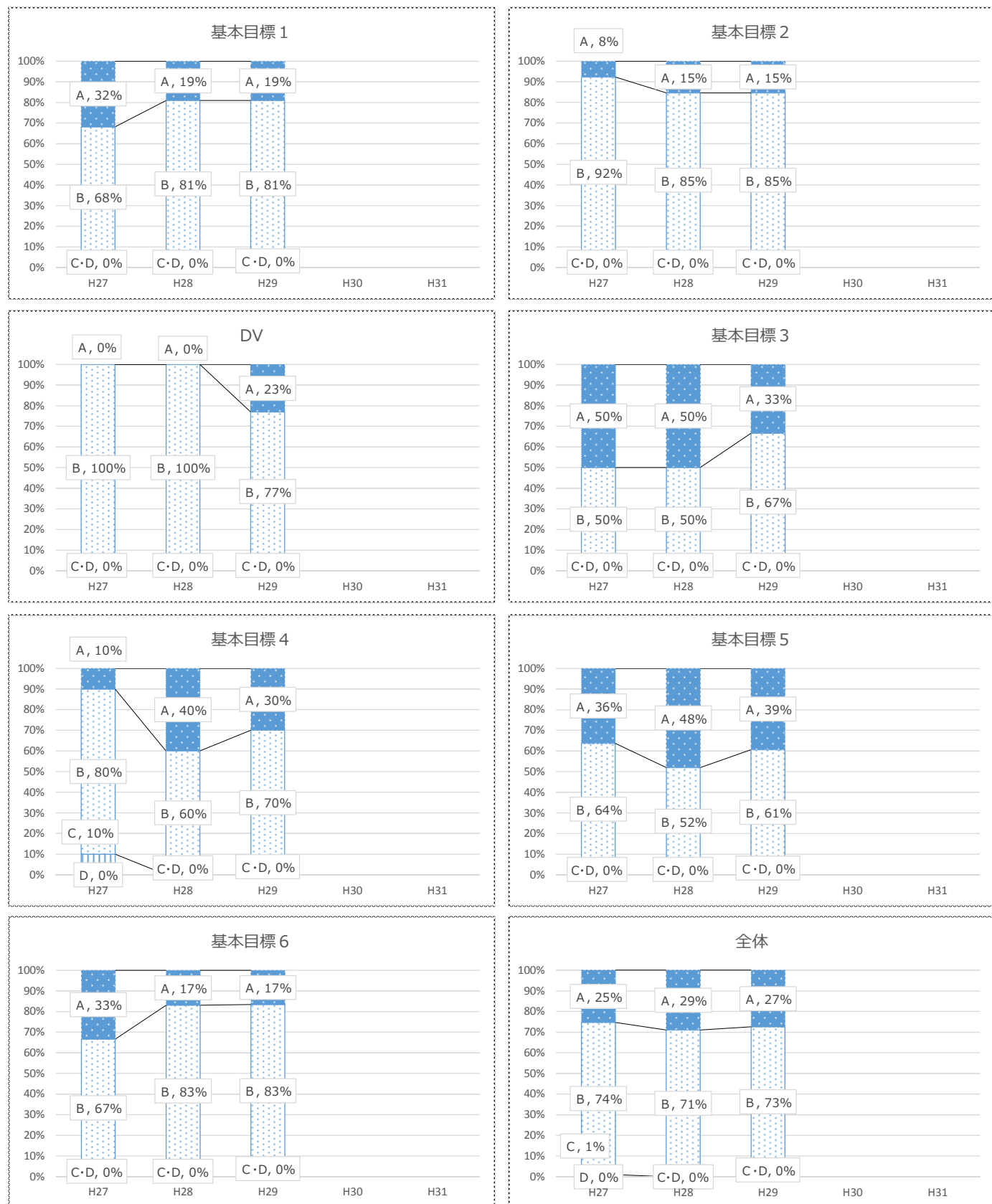
評価	全体
A（進んだ）	28（27%）
B（現状維持）	74（73%）
C（あまり進んでいない）	0（0%）
D（まったく進んでいない）	0（0%）
－（評価なし）	1
計	103

※原則として平成 28 年度における事業実績と比較して評価しています。1 事業については、評価対象年度でないため「－（評価なし）」としました。

3. 平成 29 年度の総括

全 103 事業のうち 27%が A 評価となり、着実に男女共同参画計画が進んでいると言えます。また、73%が前年度から継続した実績が得られたとの評価となり、男女共同参画推進事業は安定して実施されていることがわかります。今後は、多様な取組みからさらなる効果が生まれるよう、それぞれの分野において男女共同参画の視点に立った実施方法を検討し、男女共同参画の理解促進へと繋げていく必要があります。

4. 評価の推移



平成 29 年度推進状況報告

基本目標 1	男女共同参画の意識づくり	7
基本目標 2	人権が尊重される社会の形成	17
粕江市配偶者暴力対策基本計画		25
基本目標 3	あらゆる分野で男女が活躍できる社会づくり	31
基本目標 4	就労環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進	35
基本目標 5	子育て・介護を支える環境の充実	41
基本目標 6	男女共同参画推進のための体制の強化	55

※ 推進状況報告については、左ページに計画及び担当課を、右ページにそれに対する評価・実績を掲載しております。

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

性別にとらわれない人権の尊重という意識が市民に浸透することが、男女共同参画社会の実現を促進するための基礎となります。家庭・地域・職場・教育・行政において、男女共同参画社会を構築します。

【施策】

(1) 男女共同参画意識を育む学校教育

児童・生徒が人権尊重を基盤にした男女共同参画意識を自ら形成するように、学校における男女平等教育の充実を図るとともに、固定的な役割分担意識を払拭させます。また、教職員における男女共同参画の視点に立った教育の推進のために、教職員への研修を充実させます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
1	男女平等に関する人権教育	人権教育プログラム等を活用した指導、人権教育推進委員会の開催、人権教育全体計画及び年間指導計画による指導を実施	指導室
2	進路指導における男女共同参画の推進	固定的な役割分担意識にとらわれない生き方を考えさせる指導を実施	指導室
3	教職員研修における男女共同参画の充実	教職員に対する人権教育研修の実施	指導室

＜基本目標 1 の各課事業の評価集計＞

A 進んだ	4
B 現状維持	17
C あまり進んでいない	0
D まったく進んでいない	0
— 評価なし	1
計	22

＜総括＞

- ・男女共同参画意識を育む学校教育の取組みは、毎年度計画的に実施が行われており、安定した教育環境が整えられている。また、新たな指導資料が作成されるなど、社会の動きにあわせた取組みも実施できている。今後は、教員に向けた人権研修の実施へも取り組んでいく必要がある。
- ・男女共同参画の意識づくりとして、市民にとって身近な図書館の取組みや保健指導の充実なども進めていきたい。男女共同参画関連資料を紹介する広報物の作成や、子育てに関する父親向けの保健指導など、市民の生活を通じた意識啓発が重要である。
- ・国際交流協会の実施事業は、内容や周知方法の見直しによって参加者が増えており、成果が出ている。さらなる市内の国際交流の活性化に向けて、国際交流を目的とした他団体との連携が期待される。

平成 29 年度実績	評価	評価理由
各学校において年間指導計画に基づき、各教科、領域等において、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される指導を推進するとともに学んだことを実践的行動と結びつける指導を実施した。	B	教育課程及び人権教育の年間指導計画に基づき、計画的に実施しているため
キャリア教育の充実を目指して、進路指導主任会を年 3 回実施し、児童・生徒の個性と能力を伸ばすとともに、児童・生徒が能力・適性を生かした進路を選択することができるよう指導・助言した。また、新学習指導要領の小学校特別活動において、キャリア教育に係る指導内容が新設されることについて学校に周知した。	B	前年度事業の継続及び周知に留まったため
各年次研修等で人権教育に関する研修を実施するとともに、年 5 回開催する人権教育推進委員会において人権教育関連施設にフィールドワークを実施した。また、「人権教育推進の啓発資料」を作成し、市内各小・中学校等に配布して人権教育の更なる推進を図った。	B	前年度事業の継続のため

（２）多様な学習機会の確保

人権の尊重と男女共同参画に関する意識を育むことのできる学習機会の提供を図ります。生涯学習事業における保育の充実など、学習しやすい環境整備を進めます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
4	男女共同参画に関するフォーラムや講座等の実施	市民向けフォーラムや講座の実施	政策室 公民館
5	男女共同参画に関する市民活動等に関する資料整備と情報提供	冊子・チラシ等の配置、活動記録の作成、資料の整備	政策室 公民館
6	男女共同参画に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布	パンフレット、小冊子等の制作、配布	政策室
7	社会教育事業の充実（多様なニーズに対応した講座等の実施）	多種多様な市民ニーズに対応する学習の機会提供、仕事をしている人や子育て中の人に参加しやすい講座の企画	公民館
8	男女共同参画関連図書の実践と利用促進	関連図書の収集や利用促進のための集中展示、図書目録の作成	図書館

平成 29 年度実績	評価	評価理由
「介護と男女共同参画」をテーマに、講師を招き講演会（参加者数 113 名）を行った。（政策室） 女性セミナーとして「親子でリトミック」を全 3 回（参加者数 延べ 47 名）、「子育てについて考える」を全 12 回（参加者数 延べ 137 名）開催した。（公民館）	B	前年度と同程度の事業内容のため
国、都や他自治体等の男女共同参画に関する冊子や講演会等のチラシを、庁舎 2 階男女共同参画コーナーや庁内掲示板を利用し配布した。また、男女共同参画コーナーを市民の目につきやすくするよう掲示や情報のカテゴリー分けを行った。（政策室） 事業として行っている女性セミナーについて、市の広報にて参加者を募集した。また、実施状況をまとめた「活動の記録」を発行した。（公民館）	B	前年度事業の継続のため
男女共同参画推進委員会だよりを作成し、都内自治体や市内団体、公共施設等に配布した。「ワーク・ライフ・バランス」に関する記事を抜粋し、新たに商工会を配布先に追加した。また、狛江高校 3 年生に対するアンケート調査の結果に基づいた啓発ポスターを作成し、狛江高校へ掲示した。	A	新たな事業に取り組んだため
女性セミナーとして「親子でリトミック」を全 3 回（参加者数 延べ 47 名）、「子育てについて考える」を全 12 回（参加者数 延べ 137 名）開催した。また、子育て中の人の活動を促すための「学習グループ保育」を全 58 回（延べ 562 名）開催した。（公民館）	B	前年度と同程度の事業内容のため
男女共同参画関連図書を収集し、資料の充実を図った。また、男女共同参画週間にあわせて関連図書の集中展示を行い、作成した図書目録を閲覧用に設置した。	B	前年度事業の継続のため

（３）地域活動への支援

性別や年齢に関わらず誰もが地域で様々な活動に参加できる環境を支援します。イベントを通して男女共同参画意識を育み、地域活動の活性化を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
9	男女共同参画意識を育むコミュニティ活動の充実	地域センター運営協議会への助成・支援、町会・自治会へのコミュニティ活動への助成と取組みの支援、情報提供	地域活性課
10	地域活動やボランティア等の広報・情報提供	公民館だよりの発行等による地域活動の活動状況の広報、情報提供	公民館
11	市民の交流・ネットワーク化の推進	市民活動支援センターでの市民団体のネットワークづくりの支援	政策室
12	社会教育活動への支援	社会教育関係団体に対し施設等の使用料の減免や後援名義の使用承認等により支援	社会教育課
13	国際交流の促進と在住外国人への支援（新規）	国際交流が推進する事業実施と在住外国人が暮らしやすいまちづくりの推進	政策室

（４）家庭における意識改革

家事・子育て・介護等、家庭での性別にとらわれない役割分業の実践が重要であり、男女共同参画に関する普及啓発、情報提供を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
14	家庭における男女平等教育の推進	啓発紙や情報冊子等を活用し、周知啓発	政策室

平成 29 年度実績	評価	評価理由
地域センター運営協議会へ助成金を支出することで、活動を支援し、地域コミュニティ活動の活性化を図った。地域センター運営協議会において引き続き男の料理教室など男女平等意識を育む事業を実施した。町会・自治会へのコミュニティ活動活性化助成金による財政的支援とともに、町会・自治会連絡会の開催等、地域活動の情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため
「公民館だより」を年5回発行し、子育てに関連する公民館事業の周知や、団体の紹介を行った。	B	前年度事業の継続のため
市民活動支援センターにて、市民や団体のネットワークづくりを支援するため、交流事業や情報交換会を行った。 団体交流事業 2回 団体の情報交換会 4回	A	実施回数が増加したため
前年度に引き続き、社会教育関係団体及び体育協会所属の連盟等主催の催し及び大会の後援名義等使用の承認、各種施設使用料の減額、各事業の情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため
月に一度開催している英会話サロン「こまぐりっしゅ café」をはじめ、事業や周知の工夫により約 50 名の参加者増につながった。(参加者数 延べ 382 名)	A	事業参加者数が増加したため

平成 29 年度実績	評価	評価理由
他市と連携して「私たちに身近な男女共同参画」について考えられる情報冊子の発行と、啓発物品の作成、配布による啓発活動を行った。	B	前年度事業の継続のため

No.	事業名	概要・目標	担当課
15	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	子育てガイドブック、シルバーガイドブックや障がい者のしおり等による情報提供・相談窓口の充実、ママパパ学級の実施等により普及啓発	高齢障がい課 健康推進課 子育て支援課
16	両性の尊重と性に関わる教育の推進	人権教育、家庭における両性の尊重と性に関わる指導の実施	指導室

平成 29 年度実績	評価	評価理由
「みんなのあんしん介護保険」「シルバーガイドブック」「障がい者のしおり」を市役所窓口や地域包括支援センターで配布。また、高齢者や障がい者介護の相談の際、男女共同責任分担についての情報提供や促し等を行い、普及促進を行った。（高齢障がい課） ママパパ学級を引き続き開催した。（健康推進課） 開催回数 12 回（1 回につき 3 日間） 参加者数 母親：延べ 420 名、父親：延べ 200 名 子育てガイドブックにおいてママパパ学級の紹介を行ったほか、パパ向けの子どもの留守番についてのコラムを掲載した。また、父親と子ども対象の子育て講座「パパと一緒にベビーマッサージ」「パパと一緒に遊ぼう！」を実施した。（子育て支援課）	B	前年度事業の継続のため
狛江市立小・中学校において、心身の発達段階等を踏まえ、教育活動の内容に応じて男女の違いに配慮した指導や活動の場面等を確保した。また L G B T に関する指導資料を学校に配布し理解啓発に努めるとともに、各学校では発達段階に即した指導を行った。	A	新規に指導資料を作成し配布できたため

(5) 男女共同参画社会の形成

市民・事業者が男女共同参画社会の形成に取り組むために、男女共同参画を推進するための環境づくりを進めます。また、男女平等意識をより高めていくために、周知啓発を推進します。

No.	事業名	概要・目標	担当課
17	男女共同参画に関する市民意識調査	計画見直し時期に実施	政策室
18	国、都、他の自治体等の資料収集	国・都・他の自治体からの資料収集、配布	政策室
19	広報こまえによる男女共同参画に関する広報	情報提供のため広報こまえへ掲載	政策室
20	男女共同参画施策推進状況の調査	毎年度、事業実績の調査と評価を実施	政策室
21	国・都・区市町村との連携や国・都への法整備の要請	研修、講演会、会議の参加及び情報交換、他自治体との広域連携による男女共同参画社会の推進 法整備については必要な際に要請	政策室
22	男女共同参画についての標語等の募集	市民が男女共同参画に親しむシンボルマークや標語等を募集	政策室

平成 29 年度実績	評価	評価理由
計画見直し時期ではないため実施せず。平成 31 年度計画改訂に向けて実施する予定。	—	—
国、都、他自治体等からの資料を、庁舎 2 階男女共同参画コーナー等を利用し配布した。また、男女共同参画コーナーを市民の目につきやすくなるよう、掲示や情報のカテゴリー分けを行った。	B	前年度事業の継続のため
フォーラム等事業の広報記事を掲載するとともに、男女共同参画週間の関連記事を掲載し、広報した。	B	前年度事業の継続のため
男女共同参画推進計画庁内推進会議委員が中心となり、事業実績等を調査し、まとめた。	B	前年度事業の継続のため
小金井市、国立市と連携し多摩 3 市男女共同参画推進共同研究会として活動した。また、市町村連絡会等へ出席し意見交換を行った。	B	前年度事業の継続のため
他市と連携し、「すべての人が自分らしく生きられる地域づくりを目指すため」のキャッチフレーズを募集した。	B	前年度事業の継続のため

基本目標２ 人権が尊重される社会の形成

人権は、誰もが生まれながらにもっている、人間が人間らしく生きていくための権利であり、性別、国籍、年齢、病気や障がいなどによる差別、偏見のない社会の実現が求められます。

あらゆる暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント、売買春等は、人権の侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。市は関係機関と協力して、被害の防止と被害者への支援を進めます。

女性も男性も互いの特質を十分に理解し合い、思いやりのある社会こそ男女共同参画社会であると考えます。また、性同一性障害等の性的マイノリティへの配慮等、性の多様性を認め合うことも大切です。

【施策】

（１）法・制度等の周知・普及

法・制度の情報を市民に積極的に提供し、意識の啓発に努めます。多様なメディアを積極的に活用し、広報活動を進めます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
23	男女共同参画のための法・制度の情報提供	国・都からの資料を利用する等、法・制度をわかりやすく情報提供	政策室
24	多様なメディアを活用した情報提供	広報こまえ、ホームページを活用した積極的な情報提供 各課から情報を収集し、関連記事を報道機関に提供	秘書広報室

◇性的マイノリティ

性的少数者のことを表します。性同一性障害、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭なこと）の人々等を含む総称です。

◇セクシュアル・ハラスメント

職場、学校、地域活動（自治会、PTA等）の場で、相手を不快にさせるような性的な発言や行為のことをいいます。

<基本目標2の各課事業の評価集計>

A 進んだ	2
B 現状維持	11
C あまり進んでいない	0
D まったく進んでいない	0
計	13

<総括>

- ・市として人権が尊重される社会を目指していく中で、市内部のセクシュアル・ハラスメント問題などを受け、庁内における適切な対応ができるよう、取組みを進める。
- ・年々、デジタルサイネージの設置数が増加しており、情報提供媒体の充実が伺える。今後は、掲載内容に男女共同参画の視点を取り入れられるよう工夫したい。
- ・広報こまえのアンケート記事掲載にあたり、男女共同参画の視点に立った改善が見られた。他の分野でも職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持って業務にあたっていきたい。
- ・一定の啓発活動や相談体制、健康支援が継続して実施されている。女性向けの相談事業については、PR方法の工夫により周知を進められた。

平成 29 年度実績	評価	評価理由
国、都から資料の送付があった際に配布した。	B	前年度事業の継続のため
広報こまえ、市ホームページ、ツイッター・フェイスブックを利用した情報発信を継続して行った。 デジタルサイネージは、メビウス∞えきまえ広場に新たに1基設置をした。 デジタルサイネージ 計 10 カ所	A	デジタルサイネージを増設したため

◇デジタルサイネージ

屋外・店頭・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどで電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称です。

（２）人権意識の啓発

ドメスティック・バイオレンスやストーカー、セクシュアル・ハラスメントが人権侵害であるという認識が広く浸透するよう、また加害者をつくらないために、学校教育や社会教育において意識啓発に取り組みます。特に、事業所や市役所をはじめ、教育や社会福祉などの場における男女共同参画に関する研修や、セクシュアル・ハラスメント防止等の啓発に取り組みます。

また市民のメディア・リテラシーを育成し、男女共同参画の視点にたち情報を取捨選択することが大切です。

No.	事業名	概要・目標	担当課
25	男女共同参画理解のための職員研修の実施	男女共同参画に関する理解を深めるため職員研修を実施	政策室 職員課
26	男女共同参画に関する人権意識の啓発	人権週間等を利用し、パネル展示や催し開催等、啓発を実施	政策室
27	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止と対策（新規）	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、様々な虐待に対する防止啓発と適切な支援体制づくり	政策室
28	メディア・リテラシー（情報活用能力）の普及	人権尊重の視点にたち情報を取捨選択する能力の普及、男女共同参画の視点に立った広報こまめや行政資料の発行	秘書広報室 政策室

◇メディア・リテラシー（情報活用能力）

メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、その内容を主体的に読み解く力や、あふれる情報を選択し使いこなす力、またメディアを使って情報を発信する力のことをいいます。

平成 29 年度実績	評価	評価理由
職員を中心に「LGBT とは？～まず、知ることから始めよう～」をテーマに研修を実施した。（政策室・職員課） 参加者数 44 名（うち職員 33 名、市民 11 名） ハラスメントが行われることのない職場環境づくりを推進するため「ハラスメント防止研修」を実施した。（職員課） 参加者数 25 名	B	前年度事業の継続のため
人権パネル展において、女性や子どもの人権についてのパネル展示を行った。	B	前年度事業の継続のため
DV 及びストーカー行為等の被害者支援に関する庁内連絡会を開催し、関係各課で情報を共有した。	B	前年度事業の継続のため
広報こまえのアンケート記事を掲載するにあたり、これまで性別記入欄を男女選択式にしていたが、男女共同参画の視点に立ち自由記述とした。（秘書広報室） 記事を掲載するにあたって、常日頃から男女共同参画の視点をもって掲載するよう努めた。（政策室）	B	前年度と同程度の事業内容のため

（３）相談体制の強化

男女共同参画を阻む様々な問題に関して相談を受け付ける身近な窓口を設置し、被害者への支援、精神的なケアを実施するとともに、日々の暮らしの中に潜む人権侵害の防止につなげます。

あわせて、専門相談体制の整備や充実を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
29	女性問題担当窓口・女性相談の強化	女性悩みごと相談や母子・女性相談の実施と充実	政策室 子育て支援課
30	暴力等の人権相談の充実	人権身の上相談の実施と充実	政策室

（４）生涯を通じた男女の健康支援

幼児期・思春期・成人期のそれぞれの段階において、自分の身体や性について十分に理解し自己決定していくことが大切であり、お互いを認め合い尊重する豊かな人間形成に向けた人権教育を、学校教育や社会教育において進めます。

妊娠、出産等、女性特有の健康上の問題について適切な保健事業を推進するとともに、生涯を通じた男女の健康支援を実施します。

No.	事業名	概要・目標	担当課
31	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念の浸透と情報提供	相談事業や啓発物・冊子等での情報提供、普及啓発	健康推進課

◇リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子どもを産むか産まないか、いつ何人産むかを決める自由をもつことを意味します。安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなど、幅広く性に関する健康について含まれています。

平成 29 年度実績	評価	評価理由
毎月第 2・4・5 水曜日にカウンセラーによる女性悩みごと相談を実施。6・11 月には夜間相談を実施した。また、女性トイレに相談窓口の案内リーフレットを置くことで周知を図った。(政策室) 相談件数 23 件、配布枚数 185 枚 婦人相談員による窓口対応及び電話相談対応を中心に、必要に応じて家庭訪問、関係機関との連携により、相談援助を行った。(子育て支援課)	A	女性のための相談事業について、市民への認知を図ることができたため
毎月第 3 木曜日に人権擁護委員による人権身の上相談を実施した。 相談件数 1 件	B	前年度事業の継続のため

平成 29 年度実績	評価	評価理由
内容に応じてリプロダクティブ・ヘルス/ライツの必要性を踏まえた健康相談を実施した。 ママパパ学級の開催回数は、No.15 に同じである。	B	前年度事業の継続のため

No.	事業名	概要・目標	担当課
32	性に関わる指導の 適正実施	生活指導主任会や保健主任会等で性に関わる指導に ついての協議を実施、各学校において指導計画に基づ き発達段階に応じた指導を実施	指導室
33	健康相談の実施	健康相談の実施と充実	健康推進課
34	保健指導の充実	こんにちは赤ちゃん訪問等、様々な方法で保健指導の 実施と充実	健康推進課
35	各種検診・健康診 査事業の充実	心身の健康を保持するための健診及び指導	健康推進課

平成 29 年度実績	評価	評価理由
狛江市立小・中学校において、体育・保健体育科における保健学習の充実及び指導計画に基づき指導を実施した。また「性教育の手引」を参考に、養護教諭との連携も図り、指導の充実に努めた。	B	前年度と同程度の事業内容のため
健康相談事業については、必要に応じて随時実施した。	B	前年度事業の継続のため
様々な方法により保健指導を実施した。 こんにちは赤ちゃん訪問件数 610 件 ママンカフェ開催回数 12 回	B	前年度事業の継続のため
様々な健診を行い、保健事業を推進した。 特定健康診査 男性 2,723 名・女性 3,744 名 健康診査 男性 1,975 名・女性 2,972 名 ・生保 238 名 胃がん検診 男性 523 名・女性 736 肺がん検診 男性 648 名・女性 928 名 大腸がん検診 男性 1,968 名・女性 2,701 名 乳がん検診 女性 787 名 子宮がん検診 女性 869 名 前立腺がん検診 男性 2,423 名 胃がんリスク検査 男性 114 名・女性 184 名 骨粗しょう症検査 女性 720 名	B	前年度事業の継続のため

狛江市配偶者暴力対策基本計画

＜計画の基本的視点＞

- ①DVはどんな理由があっても許されないという認識の徹底
- ②DVの特徴や被害実態を十分に理解し、切れ目のない支援
- ③地域課題に則したきめ細かな取組みの推進
- ④既存のセーフティーネット制度の活用
- ⑤東京都との連携強化、関係機関等との連携体制の拡充

【施策】

（１）DVの予防のための取組み

DVを根絶させるためには、すべての世代に対して、言葉による暴力や経済的な押さえつけも暴力であると認識させ、DVそのものを理解するための広報啓発活動の普及が重要です。DVについての理解を広め、深めるための取組みは、すべての世代に対して実施していきます。

暴力を予防するための取組みとしては、学校教育・社会教育での周知・啓発活動や若年層に向けた広報啓発活動を重視して推進していきます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
36	DV 防止のための 広報啓発活動の普及	DVの背景、実態を理解するため、様々な機会を通じて広報啓発活動を普及	政策室
37	デートDVに関する啓発	デートDVに関して若年層が主体的に考えることができるよう、予防のための啓発を実施	政策室
38	学校における暴力 防止教育	学校教育を通じてどんなことがあっても暴力は許さないという指導を実施	指導室

◇デートDV

結婚前の恋人間で起こるDVのことをいいます。

<配偶者暴力対策基本計画の各課事業の評価集計>

A 進んだ	3
B 現状維持	10
C あまり進んでいない	0
D まったく進んでいない	0
計	13

<総括>

- ・ 狛江高校生に対するアンケート調査において、若者に起こりやすいデートDVを取り上げたことで、DV予防へと繋がることが期待される。
- ・ DVに関する情報提供の方法について、新たな取り組みを実施できた。今後も人の目にとまりやすいよう、工夫が必要である。
- ・ 引き続き、実態把握、相談業務の充実のために関係機関との連携を強めていくとともに、庁内関係課間の情報共有体制の強化が求められる。

平成 29 年度実績	評価	評価理由
狛江高校3年生へ男女共同参画に関するアンケート調査を実施し、その中にデートDVに関する質問を入れた。また、結果に基づいた啓発ポスターの掲示をする際、デートDVについての内容を盛り込んだ。その他、都が作成する資料を配布した。	A	新たな事業に取り組んだため
No.36 に同じ。 その他、都が作成する資料を配布した。また、庁舎や公民館の女性トイレに都が作成したデートDV防止啓発カードを設置した。	A	新たな事業に取り組んだため
東京都教育委員会事業「ふれあい（いじめ防止）月間」に年2回取り組み、問題行動等に対してきめ細かく指導が行えるよう校長会、副校長会、生活指導主任会等で指導のポイントを周知した。また生活指導主任会でいじめ問題に、各学校が適切に対応を行えるよう、協議を重ねた。	A	暴力やいじめの問題について、生活指導主任とともに適切な対応方法を協議し、成果物を残すことができたため

（２）ＤＶ被害者の安全確保と自立支援

ＤＶは、外部からは発見しにくく、様々な状況のもとで被害者自身が相談しにくいケースも少なくありません。

ＤＶを発見し情報提供してもらうためには、学校や児童相談所、民生・児童委員、町会・自治会、相談窓口、医師会などの関係者からの情報提供や通報・連絡について、広く市民の理解と浸透を図っていくことが大切です。

医師の治療が必要な暴力を受けた場合には、医師会と連携し、被害者の意思を確認した上で市・警察署への迅速な通報・連絡による一時避難場所への保護など、被害者の安全確保を最優先に取り組みます。

関係機関と連携し、様々な施策や制度を活用することによる被害者の自立支援を行います。

あわせて、関係機関職員による二次被害の防止対策として、被害者の人権尊重と被害者情報の秘匿に取り組む必要があります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
39	関係機関等による情報提供の周知、健診等を通じての早期発見と対応	ＤＶ発見や被害者からの相談に関する情報提供について、市民や医療、福祉、教育、相談窓口等の関係者への理解と浸透	政策室 子育て支援課
40	被害者の安全確保	既存の一時保護避難場所との連携	子育て支援課
41	子どもの安全確保とケア	児童虐待防止のため、ＤＶがある家庭の子どもの安全確保	子育て支援課
42	民間シェルターへの支援の検討	被害者の緊急一時保護に重要な役割を果たしている民間シェルターへの支援を検討	子育て支援課
43	被害者の自立支援	日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援	子育て支援課
44	二次被害の防止	関係機関職員による二次被害の防止対策として、被害者の人権尊重と被害者情報の秘匿への取り組み強化	政策室

◇民間シェルター

民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設です。被害者の相談や自立へ向けたサポート等の援助も行っています。

平成 29 年度実績	評価	評価理由
DV 及びストーカー行為等の被害者支援に関する庁内連絡会を開催し、関係各課で情報を共有した。(政策室) 関係機関等からの情報提供や通報・連絡を受ける窓口となった。(子育て支援課)	B	前年度事業の継続のため
母子・父子自立支援員による緊急一時保護施設への保護など、被害者への安全確保を最優先に取り組んだ。	B	前年度事業の継続のため
母子・父子自立支援員によるDV被害者及びその子どもの安全確保を最優先に取り組むとともに、関係機関等と連携して、専門職等による子どもの心理的ケアに努めた。	B	前年度事業の継続のため
関係機関との意見交換会の中で情報共有、意見交換を行った。	B	前年度事業の継続のため
母子・父子自立支援員により情報提供を行うとともに、関係機関との連携により、被害者の自立支援に努めた。	B	前年度事業の継続のため
DV 及びストーカー行為等の被害者支援に関する庁内連絡会を開催し、被害者への対応について、事例を共有した。	B	前年度事業の継続のため

（３）相談業務の充実と関係機関との連携

配偶者等から暴力を受けた場合の相談窓口や相談先の周知・徹底を図っていきます。ＤＶをはじめとする暴力や人権侵害の解決に向けて、市の様々な相談や窓口の担当部署が連携して対応することは欠かせません。

また、東京都女性相談センターや警察署との連携の他に、医療機関での一般診療において暴力の有無を的確に判断し、患者からの相談に対して、医師と市、警察署との緊密な通報連絡体制の連携が重要です。

医療機関や学校等と連携し、それぞれの役割を活かした被害者支援のネットワークの構築を図っていきます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
45	ＤＶに関する相談窓口の充実と周知	ＤＶ相談事業の充実とＤＶに関する相談先の周知	政策室 子育て支援課
46	関係機関との連携強化	学校、東京都女性センターや、医療機関や警察等との連絡体制の連携	子育て支援課
47	被害者支援のための庁内連携の強化	相談や関係窓口の部署が適切な対応ができるよう、庁内連携のための組織を通じて連携強化	政策室 子育て支援課
48	配偶者暴力相談支援センター機能の検討（新規）	配偶者暴力相談支援センター機能について研究と整備の検討	政策室

◇配偶者暴力相談支援センター

相談・一時保護・就労や住宅等自立生活のために必要な情報の提供等を行う、ＤＶ被害者支援のための拠点です。

平成 29 年度実績	評価	評価理由
広報こまえや市ホームページ、庁舎 2 階男女共同参画コーナー、公共施設トイレ内掲示板にて周知した。また、DV 及びストーカー行為等の被害者支援に関する庁内連絡会において、庁内窓口担当部署との情報共有を行い、相談窓口の充実を図った。(政策室・子育て支援課)	B	前年度事業の継続のため
東京都女性相談センターをはじめ、管内警察署等との情報交換会を通して情報共有・意見交換を行った。	B	前年度事業の継続のため
DV 及びストーカー行為等の被害者支援に関する庁内連絡会において、庁内窓口担当部署との情報共有を図った。(政策室) 母子・父子自立支援員による相談対応において、庁内関係部署との連携を図った。(子育て支援課)	B	前年度事業の継続のため
情報収集や関係課との情報交換を行った。	B	前年度事業の継続のため

基本目標３ あらゆる分野で男女が活躍できる社会づくり

男女共同参画社会を実現するために、政治分野、行政分野、地域活動等における、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画を進めます。

【施策】

（１）市政・行政分野における男女共同参画

男女が幅広く市政に参画できるように、市政に参画する市民委員の募集や審議会等開催等の情報提供を行います。

また、行政が自ら積極的な男女共同参画を実践するために、職員の能力向上と育成を図り、女性管理職の登用に努めます。審議会・委員会等への女性登用を進め、すべての審議会・委員会・委嘱委員等において、一方の性のみの構成とならないよう、是正措置を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
49	市政に参画する情報提供	市民委員の公募、審議会等の開催予定等について広報、ホームページ等により情報提供	政策室
50	審議会、委員会、委嘱委員等における両性の確保	両性の委員を確保し、男女のどちらかの割合が 40% を下回らないよう是正措置	政策室
51	女性管理職の登用の促進	研修等を通じ職員の能力向上を図り、女性管理職の登用を促進	職員課

＜基本目標3の各課事業の評価集計＞

A 進んだ	2
B 現状維持	4
C あまり進んでいない	0
D まったく進んでいない	0
計	6

＜総括＞

- ・ 安心安全通信へ女性や子育て世代向けの内容を掲載するなど、防災の分野における男女共同参画の取組みが進んできた。引き続き、防災における男女共同参画の推進に向けて、市民による避難所運営協議会の運営の中にも視点を取り入れる必要がある。
- ・ 市の女性職員の管理職昇任があったことで、女性職員のロールモデルとなる人財が増え、行政分野における男女共同参画が進んだ。出産により働き方が変動しやすい女性職員の働きやすい職場づくりに向けても、取組みを進めたい。

平成 29 年度実績	評価	評価理由
無作為抽出による審議会公募市民委員の選任を行った。 審議会等の開催予定、市民委員の募集等の情報を、広報こまえ、市ホームページに掲載、また、市民モニターへの情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため
委員の男女比は、男性 351 名（69.8%）、女性 152 名（30.2%）（平成 30 年 3 月時点）。	B	両性の委員を確保しているものの、前年度と同水準であり、目標値には達していないため
女性職員が自身のキャリアビジョンを構築し意識改革を図ることを目的とした、女性職員キャリアデザイン研修を実施した。（参加者数 17 名） 平成 29 年度中、女性職員の管理職昇任者が 1 名、係長職昇任者が 1 名いた。また、管理職昇任試験に 2 名の女性合格者がいた。（平成 30 年 4 月 1 日付け昇任）	A	女性職員の管理職昇任者が 1 名いたため

（２）地域活動における男女共同参画

地域における市民活動等において、男女が平等に方針決定の場に参画できるように、N GO・NPOや市民団体の活動を支援します。

また、地域防災において男女共同参画の視点を取り入れた取組みを推進します。

No.	事業名	概要・目標	担当課
52	NGO、NPO、市民活動団体への支援や参加促進	関連記事を広報やホームページに掲載し活動を支援するとともに、男性が活動に参加しやすい仕組みを工夫	政策室 地域活性課
53	地域活動を担う女性リーダーの育成促進（新規）	自治会等への働きかけやリーダー講習会等の情報提供・実施	政策室
54	男女共同参画の視点を取り入れた災害対策の推進（新規）	男女のニーズの違いに配慮し、女性の意見の反映を促進し、男女双方の視点に基づいた避難所運営や備蓄品の整備	安心安全課

◇NGO

「Non-Governmental Organization」の略で、民間人や民間団体のつくる非政府組織・機構であり、日本では、「国際協力に携わる組織」や「政府を補完する側面」というような場合に使用されます。

◇NPO

「Non-Profit Organization」の略で、非営利の市民団体のことで、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指します。

平成 29 年度実績	評価	評価理由
市民活動支援センターにて、相談窓口での個別情報提供や施設内への情報コーナーの設置のほか、独自のホームページ開設による情報提供を行った。（政策室） 「市民公益活動事業補助金」により引き続き団体活動の財政的支援を実施するとともに、市民活動・生活情報誌「わっこ」及び生涯学習サイト「こまなび電子版」によるイベント情報、団体情報の紹介を実施し市民活動団体への支援や参加促進を行った。（地域活性課）	B	前年度事業の継続のため
参加と協働市民フォーラムを行い、女性を含む地域で活躍している方の話を聞く機会を設けた。	B	前年度事業の継続のため
防災カレッジにて子育て世代向け講演会を実施した。また、安心安全通信の備蓄品、持出品の記事で女性や子育て世代向けのポイントについて掲載した。都作成の女性視点の防災冊子「東京くらし防災」を市内小中学校保護者向けに配布した。	A	女性視点での防災への備えの必要性をさらに周知したため

基本目標4 就労環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともに個性や能力を発揮し、自分らしい生き方を選択でき、あらゆる年代において、仕事と子育てや介護などの仕事以外の生活との両立ができる社会にするためには、働き方の見直しを含む「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を推進する必要があります。

ワーク・ライフ・バランスを推進することは、多様で柔軟な生き方を可能とし、個人の生活を豊かにします。また、企業にとっても生産性の向上が期待できるものです。市は、ジェンダー（社会的性別）による男女の固定的役割にとらわれない意識づくりを進めるとともに、男女が自らの働き方を見直し、事業者がワーク・ライフ・バランスの推進について理解し、その取組みを促進するための支援が重要であると考えます。

女性の経済的自立は女性の人権の確立を図る上で重要な課題であり、特に子育て中の女性が新たに就労しようとしても困難な状況があります。就労に関わる情報提供と女性の能力発揮の支援を図り、男女一人ひとりが自由に生き方を選択できる社会の形成を推進していきます。

【施策】

（１）法・制度の周知・啓発

労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の法・制度を、市民及び事業者に対し周知・啓発を進めます。法・制度が遵守されるよう、国や東京都との連携強化を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
55	労働関係法、育児・介護休業制度等の周知啓発	法律や制度について理解するセミナー実施やパンフレット配布	政策室 地域活性課

◇ジェンダー

生物学的な性をセックスと呼ぶのに対し、社会通念や慣習等、社会によってつくられた「女らしさ」「男らしさ」のような社会的・文化的な性をジェンダーと呼びます。（「ジェンダー」という用語それ自体には、良い悪いの価値判断を含むものではありません。）

<基本目標4の各課事業の評価集計>

A 進んだ	3
B 現状維持	7
C あまり進んでいない	0
D まったく進んでいない	0
計	10

<総括>

- ・「子育てねっと」や「男女共同参画推進委員会だより」にて、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革についての情報掲載ができた。今後、それぞれの情報発信ツールを活用した周知活動が重要である。
- ・市民相談に新たに労働相談を追加することができ、就労環境に関する支援を進めることができた。
- ・「狛江市創業スクール」の開催は、就労支援の新たな取り組みとして効果が期待される。今後は、子育てが一段落しところで個人で事業を開始したいと思っている女性の方などの参加を促すための、周知の工夫も必要である。

平成 29 年度実績	評価	評価理由
国・都等が作成したパンフレット、冊子等を配布、提供することで情報提供を行った。育児・介護休業制度の周知、啓発については実施せず。(政策室) 東京都労働相談情報センターによるセミナーが平成 29 年度も1回開催され、共催した。(地域活性課)	B	前年度事業の継続のため

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

市民や事業者がワーク・ライフ・バランスについて理解を深められるよう広報活動や様々な情報提供等の支援を行います。

市民に対する講習会の実施や労働者の権利が確保されるよう相談体制の充実を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
56	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	国等の両立支援事業、労働時間の短縮等、ワーク・ライフ・バランスの情報収集・提供、広報・普及啓発	政策室 地域活性課 子育て支援課
57	労働に関する相談の実施やセミナー開催	法律相談等の充実や労働セミナーの開催	秘書広報室 地域活性課

平成 29 年度実績	評価	評価理由
男女共同参画推進委員会だよりに、都内の働き方改革先進企業及び市内のワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を視察しインタビューした結果等を掲載した。(政策室) 国・都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで情報提供を行った。(政策室・地域活性課) こまえ子育てねっとにワーク・ライフ・バランスのページを設け、制度の紹介やイベント・講座の情報集約を図った。(子育て支援課)	A	情報誌に事例を掲載することができたため。また、子育てねっとにて新たな取り組みを開始したため
法律相談等を開催した。労働相談を隔月3回試行し、次年度の毎月実施に向けて調整をした。(秘書広報室) 東京都労働相談情報センターによるセミナーが平成 29 年度も1回開催され、共催した。(地域活性課)	A	市民相談に、労働相談を新たに追加したため

（３）事業者等への情報提供と連携強化

育児・介護との両立支援事業や、労働時間の短縮等の普及促進を図るために、事業者への普及促進事業を推進し、企業の積極的な取組みを奨励します。商工会等を通じ事業者との連携強化を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
58	事業者との連携強化と働きかけ	事業所の良好な就労環境推進のため、事業者への働きかけと連携を強化	地域活性課
59	アンパイドワーク、自営業の経営と家計分離に関わる普及啓発	パンフレット・資料の情報提供や自営業者に対する講習会の実施	地域活性課
60	商工会等との情報交換	商工会との連携を密にし関係団体と随時情報交換	地域活性課

（４）チャレンジへの支援

在職者、及び子育て中の女性等再就職を希望する人に対する情報提供やスキルアップ講習、また起業相談といったチャレンジへの支援を行います。

No.	事業名	概要・目標	担当課
61	起業支援の情報の提供	起業相談の情報提供・実施	地域活性課
62	再就職希望者への自己啓発の支援	職業能力開発センター事業等の紹介と講座等の実施	地域活性課
63	職業相談・就職情報提供	ハローワークの紹介、求人情報等の情報提供	地域活性課
64	職業能力向上に向けた機会・情報提供	スキルアップ講習会の実施、情報提供	地域活性課

◇アンパイドワーク

無償労働と訳され、賃金・報酬が支払われない労働・活動を意味します。具体的には、家事、介護・看護、育児、買い物、社会的行動を無償労働の範囲としています。

平成 29 年度実績	評価	評価理由
国・都等が作成したパンフレット、冊子等を配布、提供することで情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため
窓口にて相談があった際に、農林水産省が定めた家族経営協定について説明できる体制を引き続き取った。また、ＪＡマインズを通じて農業者に対してチラシによる普及啓発を行った。	B	前年度事業の継続のため
適宜情報交換を行った。	B	前年度事業の継続のため

平成 29 年度実績	評価	評価理由
国・都等が作成したパンフレット、冊子等を配布、提供することで情報提供を行った。また、経営・財務・人材育成・販路開拓の４分野の知識を習得できる講座「狛江市創業スクール」を開催した（全５回、参加者数 男性７名、女性４名）。	A	新しく「狛江市創業スクール」を開催したため
就職活動に関するセミナーについて、対象を絞り、５回に分けて実施した。中高年向け（参加者数 ３７名）、女性向け（連続３回、参加者数 延べ ９４名）、一般向け（全２回、参加者数 計 ６９名）、若年者向け（参加者数 １２名）。	B	前年度事業の継続のため
No.62 に同じ。	B	前年度事業の継続のため
No.62 に同じ。	B	前年度事業の継続のため

基本目標5 子育て・介護を支える環境の充実

いつでも、誰もが子どもを産み育てることができる子育て環境を整備するとともに、地域活動や就労と介護の両立ができる社会をめざします。

子育て、介護に関する市の関連計画を推進し、男女がともに、子育てや高齢者・障がい者等の介護・介助を担えるよう環境整備を図るとともに、地域全体での支援体制を充実していきます。

【施策】

(1) 子育てサービスの充実

市は、狛江市子ども・子育て支援事業計画等を推進し、待機児の解消、市民ニーズを踏まえた各種の子育てサービスを実施します。

子育て支援をテーマとした講座の実施や、広報紙やホームページ、子育てに関するポータルサイトを活用した広報・啓発活動により、子育て支援の拡充を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
65	子育て相談	子育てひろば、子ども家庭支援センター、児童相談所、保健所等関係機関との連携強化 市内施設での相談の実施	子育て支援課 児童青少年課
66	多様なニーズに対応した保育サービスの提供	乳幼児保育・産休明け保育の充実、長時間開所保育の実施	児童青少年課

<基本目標5の各課事業の評価集計>

A 進んだ	13
B 現状維持	20
C あまり進んでいない	0
D まったく進んでいない	0
計	33

<総括>

- ・前年度に引き続き、新設保育園の開園や一時保育の実施が新たにあったことは、子育て環境の改善が継続的に実施されており評価できる。
- ・新たに介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、住民ボランティアなどを加えた多様なサービスの提供となったことで、地域に根付いた支援の充実が見られる。
- ・子育て・介護を支える環境の充実として、様々な取り組みが実施されているところではあるが、講座や教室の参加率、補助金や制度・サービスの認知度などを考えると、それぞれにおいて積極的な広報活動を行うことが重要である。
- ・市内の3つの相談支援事業所との連絡会を増やしたことでさらに連携が進んだ。暮らしやすい地域づくりに向けて、引き続き各種団体との連携を進めたい。

平成 29 年度実績	評価	評価理由
子ども家庭支援センター及び子育て支援課、和泉児童館・岩戸児童センター「子育てひろば」、学童保育所「あそびの広場」、保育園の園庭開放「おひさま」、みんなで子育て事業「野川たんぼひろば」において子育て相談を実施した。また、「子育て支援専門員」による巡回相談・窓口相談等も実施した。（子育て支援課・児童青少年課） 子ども家庭支援ネットワーク会議を活用し、関係機関の連携強化を図った。（子育て支援課）	B	前年度事業継続のため
和泉保育園民営化園のいずみ保育園の開園により、産休明け保育及び 20 時までの延長保育を開始した。また、産休明け保育や 20 時までの延長保育を行う認可保育園3園を開園した。（アスク岩戸北保育園は 20 時 15 分まで）	A	新たに開設した4園で産休明け保育を実施。また、多様なニーズを反映した新設園を開園したため

No.	事業名	概要・目標	担当課
67	一時預かりの実施	一時保育事業、子どもショートステイ事業の実施	子育て支援課 児童青少年課
68	障がい児への支援の充実	障がい児の保育時間の延長、障がい児の受入月齢引下げ、障がい児学童保育受入の充実	児童青少年課
69	放課後等の子どもの居場所づくりの充実	小学生クラブ、学童保育所、放課後クラブ、児童館、児童センターの充実、放課後子ども教室事業の充実と運営体制の強化	児童青少年課
70	病児保育の充実	病児保育室での医師・保育士等の連携	子育て支援課
71	私立幼稚園への助成	私立幼稚園協会等への助成	子育て支援課
72	待機児対策の推進 (新規)	認可保育園、認定子ども園、地域型保育等の施設整備	児童青少年課
73	子育て支援に関する講座の実施	子育て講座の実施や子育て支援に関するセミナー等の開催	子育て支援課 公民館

平成 29 年度実績	評価	評価理由
家庭福祉員による一時保育及び子どもショートステイを継続して実施した。(子育て支援課) 駄倉保育園、虹のひかり保育園、めぐみの森保育園、家庭福祉員宅で引き続き一時保育を実施した。また、新たにいずみ保育園、東野川保育園みんなの家と粕江ちとせ保育園で一時保育を開始した。(児童青少年課)	A	いずみ保育園、東野川保育園みんなの家と粕江ちとせ保育園で新たに一時保育を実施したため
障がい児の受入に関しては、保護者の方との面談の上、体制を整えている。認可保育園では、障害者手帳、診断書や意見書により、24 名の児童について受入を行っている。学童保育所においても、障害者手帳や診断書により、10 名の児童の受入を行っている。	B	前年度と同程度の事業内容のため
(仮称)北部児童館建設予定地を「こども自由ひろば」として、児童館設計の期間、簡単なボールを使って遊べるひろばとして開放した。	B	前年度事業の継続のため
粕江すこやか病児保育室にて事業を継続して実施した。また、利用者専用駐車場を設置して利便性の向上に努めた。	B	前年度事業の継続のため
私立幼稚園協会を通して、教職員への研修、園児の衛生管理、心身障害児保育事業等に関する補助を行い、私立幼稚園の環境向上に繋げた。	B	前年度事業の継続のため
新設認可保育園 1 園の開設と既存保育園の定員変更等により定員 130 名増を実現し、平成 30 年 4 月 1 日現在の待機児を前年度の 98 名から 23 名減の 75 名とした。	A	新設園等による定員増が図られたため
引き続き年間 4 回の子育て講座を実施した。(子育て支援課) 乳幼児とその保護者を対象とした女性セミナー「音楽で遊ぼう」を全 3 回(延べ 47 名)、「子育てについて考える」を全 12 回(延べ 137 名)開催した。 また、保護者の交流の場として「いきいき子育てルーム」を全 46 回(延べ 979 名)、「にこにこ広場」を全 4 回(延べ 110 名)開催した。 また、子育て中の人々の活動を促すための「学習グループ保育」を全 58 回(延べ 562 名)開催した。(公民館)	B	前年度と同程度の事業内容のため

No.	事業名	概要・目標	担当課
74	子育て支援広報	広報紙、ホームページ等を通じた子育て支援情報の掲載、子育てに関するポータルサイトの拡充	子育て支援課

（２）介護サービスの充実

市は、狛江市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、狛江市障害者計画・障害福祉計画を着実に推進し、介護サービスの基盤整備、介護保険制度の適正な運営、高齢者福祉サービスと障がい者福祉サービスの充実を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
75	高齢者の在宅介護サービスの充実	通所介護、訪問介護、訪問看護、短期入所生活介護、短期入所療養介護等サービスの充実	高齢障がい課
76	介護保険制度の周知	パンフレットの配布・まなび講座を実施	高齢障がい課
77	地域包括支援センターの機能の充実	総合的に福祉サービス等の相談を受けられるように、関係機関と連絡調整・地域ケア会議開催	高齢障がい課
78	障がい者の在宅支援サービスの充実	ホームヘルパー派遣制度、緊急一時保護事業、配食サービス、入浴サービス等の充実	高齢障がい課
79	家族介護者への支援（新規）	介護講習会の開催や家族・介護者のつどいの支援、家族介護者の相談事業の実施	高齢障がい課

平成 29 年度実績	評価	評価理由
子育てポータルサイトをリニューアルし、平成 29 年 10 月から運用を開始した。新たなサイトは、6つのサイトを4つに整理・再構築するとともに、スマートフォンに対応したデザインに変更することで、市民が利用しやすく親しみやすいサイトにした。	A	新たな取り組みを開始したため

平成 29 年度実績	評価	評価理由
平成 29 年 4 月より介護予防・日常生活支援総合事業を開始した。これまで全国一律で提供されていた介護予防訪問介護、介護予防通所介護が、介護保険事業者によるサービスのほか、住民ボランティアなどを加えた多様なサービス（訪問型サービス、通所型サービス）に変わった。	A	新規事業の立ち上げのため
介護保険制度で 1 号被保険者となる 65 歳の方を対象に介護保険への理解を深めてもらうため、1 年前の 64 歳到達時に介護保険パンフレットを送付した。（対象者数 692 名） 「認定ヘルパー研修」において、介護保険制度の周知をした。（年 5 回）	B	前年度事業の継続のため
機能強化型地域包括支援センターの人員を増やし、市内 3 センターのさらなる機能強化を図った。	A	改善を図ったため
障害福祉サービスの提供や緊急一時保護事業（在宅）の実施により、介護を支える環境の充実に貢献した。重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業を開始した。また、障害福祉サービス等事業者連絡会において事業者間の連携を図った。	A	新規事業の立ち上げのため
介護者の会は市内 3 カ所において毎月、市内 2 ケ所において隔月開催した。介護者支援事業の周知に注力し「介護者のつどい」で映画上映と原作者の講演を行った（入場者数 94 名）。介護者サポーター養成講座（2 回連続講座）、サポーターのフォローアップのための研修会をそれぞれ年 1 回、ネットワーク作りのための連絡会を年 2 回実施した。	A	内容の改善を図ったため

（３）人材の確保と研修

子育てや介護を支える人材の確保とともに、資質向上のための研修を充実します。男性保育士や男性ボランティア等の充実も図り、社会全体で支える仕組みを強化します。

No.	事業名	概要・目標	担当課
80	子育て・介護を支えるボランティア等の養成	子育てボランティア講座や認知症サポーター養成講座、障がいに関する講座等、地域課題に対応できる力を養う場として講座等を開催	地域福祉課 高齢障がい課 子育て支援課
81	男性保育士の確保	男女を対象に平等・公正に保育士を採用、保育士募集における男性への働きかけ	職員課 児童青少年課
82	介護者等の専門職の養成や資質向上のための研修の実施、情報提供	福祉系大学実習生の受入、ヘルパー講習会等の実施、研修等の情報提供	福祉相談課 高齢障がい課
83	乳幼児・障がい児保育研修の実施	専門家からの指導助言、研修会実施	児童青少年課

平成 29 年度実績	評価	評価理由
笑顔サービス事業を実施した。(社会福祉協議会)協力会員数 107 名(平成 30 年 3 月 31 日時点)。(地域福祉課) 視覚障がいのある方への理解促進のため、視覚障がい者のボランティア向けの講習会を行った。(デージー講習会参加者数 22 名)(高齢障がい課) 子育てボランティア講座を開催した。参加者数 3 名(子育て支援課)	B	前年度事業の継続のため
保育士職員の採用試験を実施しなかった。(職員課) 嘱託職員の採用について、引き続き平等・公正に選考を行った。(児童青少年課)	B	前年度事業の継続のため
大学の依頼を受けて、社会福祉士を目指す学生に対し、資格の取得に必須である社会福祉士相談援助実習を行った。平成 29 年 8 月から 12 月にかけて、法政大学(女子 1 名)、田園調布学園大学(女子 1 名)、東洋大学(女子 1 名)、日本社会事業大学(女子 1 名)、杏林大学(女子 2 名・男子 1 名)の計 7 名の実習を行った。(福祉相談課) 視覚障がい者向けのガイドヘルパー(同行援護従事者養成)研修の一般課程と応用課程を実施(受講者数 各 12 名)、また、認定ヘルパー研修(介護保険の要支援者等に必要な家事を提供する訪問型サービスのヘルパーの養成)を全 5 回(受講者数 37 名)実施した。(高齢障がい課)	B	前年度事業の継続のため
認可保育園で実施している巡回相談を新設の私立保育園においても実施し、保育士への専門家からの指導助言を受けた。 また継続事業として、あいとぴあ子ども発達教室「ぱる」での保育実践研修や、4 園合同研修を実施した。	A	新たに私立保育園 4 ヲ所で巡回相談を開始したため

(4) 暮らしやすい環境づくり

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安心して暮らせるような環境を整備し、道路や住宅のバリアフリー化の整備を推進し、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
84	あいとぴあセンターの機能の充実	高齢者や障がい者等が暮らしやすい環境を推進する場としてのあいとぴあセンター機能の充実	高齢障がい課 健康推進課
85	住宅のバリアフリーの推進	高齢者・障がい者が安全に生活できるように相談窓口における住宅改修サービスや日常生活用具給付の案内	高齢障がい課
86	福祉のまちづくりの普及・推進 (新規)	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの促進	地域福祉課

◇ユニバーサルデザイン

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障がいの有無等に関わらず、すべての人が使いやすいように設計されているデザインのことをいいます。

平成 29 年度実績	評価	評価理由
あいとぴあセンター内において、老人福祉センターとして入浴・レクリエーションの場を提供した（利用者数 延べ 12,443 名）。あいとぴあセンターの改修工事があり、本施設の閉館等の期間があったことで例年よりも利用者数は減少しているが、和室が利用できない期間も浴室を開放するなどの対応を取り、利用者への影響は最小限に抑えることができた。 また、障害者福祉センターとして相談や訓練、スポーツ・レクリエーションの場を提供した（利用者数 延べ 8,618 名 ※サポートでの相談事業の利用者も含む）。（高齢障がい課） あいとぴあセンターのバリアフリー対応については建設時に対応済。照明は全館 LED 化とした。（健康推進課）	B	前年度事業の継続のため
介護保険制度における住宅改修及び高齢者施策における自立支援住宅改修費給付において住宅のバリアフリー化を行った。また、福祉的な視点を養うため事業所向けに研修会を開催した。 在宅の重度身体障がい者（児）に対しては、玄関等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、在宅生活の支援や日常生活の利便を図り、住宅のバリアフリー化を行った。さらに相談等により最適なサービスを受けられるよう各制度の説明を行った。	A	改善を図ったため
市内で建物を建設・改修する事業者に対し、各課協議を通じて、福祉環境整備基準の遵守と福祉環境整備基準適合証の取得に努めてもらうよう要請した。 福祉環境整備基準適合証の取得施設 2カ所 （チャーム泊江、福祉作業所） みんなにやさしい生活空間づくり推進事業補助金についての周知を行った。 助成実績 2件	B	前年度事業の継続のため

(5) 地域福祉活動の促進

社会福祉協議会をはじめ、各種団体との連携を進め、地域ケア・マネジメント体制の充実とともに、地域福祉の促進と生きがいづくりに向けた身近な拠点整備を進めます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
87	保健センターの充実	健康に関する事業の充実	健康推進課
88	老人福祉センターの充実	老人福祉センター事業の充実	高齢障がい課
89	障害者福祉センターの充実	水泳教室、給食サービス、療育相談、その他相談事業等の実施	高齢障がい課
90	相談機関との連携	相談支援事業所等との連絡会を開催	福祉相談課
91	福祉推進団体の活動拠点整備	あいとぴあセンター内のボランティアセンター等において福祉推進団体の活動の場を確保	政策室

平成 29 年度実績	評価	評価理由
保健センターで実施する、健診事業、予防事業、運動事業について、受託事業者との連携を図りながら事業を実施した。	B	前年度事業の継続のため
あいとぴあセンター内に入浴・レクリエーションの場として老人福祉センターの運営を行っている（利用者数 延べ 12,443 名）。あいとぴあセンターの改修工事があり、本施設の閉館等の期間があったことで例年よりも利用者数は減少しているが、和室が利用できない期間も浴室を開放するなどの対応を取り、利用者への影響は最小限に抑えることができた。	B	前年度事業の継続のため
就労支援センターサポートにて障がい者の就労支援、生活支援を行った。 就労支援 3,190 件 生活支援 949 件 あいとぴあセンター内のプール施設をレクリエーション・機能訓練の場として提供した。 利用者数 延べ 4,479 名	B	前年度事業の継続のため
狛江市内の 3 つの相談支援事業所との連絡会を、平成 29 年 4～12 月は月 1 回、平成 30 年 1～3 月は月 2 回開催した。また相談支援事業所「リヒト」と月 1 回の連絡調整会議を行った。	A	連絡会を増回し、個別支援ケースの共有や社会資源等の情報共有の機会が増えたため
市民活動支援センターにて、福祉推進団体の活動の場として、点字プリンターの設置を行った。	A	市民活動支援センターに新たに団体が活用できる機能を追加したため

(6) 地域で活動・交流できる場づくり

健康づくりをはじめ、生涯学習、生涯スポーツ、就労、社会活動への参加の促進を図り、障がい者や高齢者等の生きがいづくりと能力活用を進めます。

また、子育て世代が子どもと一緒に交流でき、世代を越えて交流を深める場づくりへの支援を進めます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
92	市民農園の活用	市民農園の充実、シルバー区画と福社区画を設置	地域活性課
93	高齢者の能力開発講座の実施	多様な能力開発講座の実施	公民館
94	健康管理資料の作成・配布	健康ガイド等の作成、配布	健康推進課
95	スポーツ・レクリエーション活動の推進	体育施設等で各種スポーツ教室・大会の実施	社会教育課
96	子育てカフェ等の子育て世代の交流の場づくりの支援	母親・父親が気軽に集まり、おしゃべりや食事やお茶を子どもと一緒に楽しみ交流したり、世代間交流を深めながら子育て相談等をできる場づくりへの支援	子育て支援課 児童青少年課
97	子育て支援団体への支援	子育て支援を行っている民間団体への情報提供やネットワークづくり等の支援	子育て支援課

平成 29 年度実績	評価	評価理由
全 310 区画のうち、85 区画をシルバー区画、2 区画を福祉区画として設置。全区画が活用された。平成 29 年度からは、新規の優先枠を 15 区画設けた。 また、市民農園現地指導を年 1 回行い、利用者の支援を行った。	B	全区画数は減少したが、新規の優先枠を設ける工夫を行ったため
こまえ市民大学を全 26 回（延べ 1,454 名）、市民ゼミナールを全 6 回（延べ 48 名）パソコン講座を全 2 回（延べ 50 名）開催した。	B	前年度と同程度の事業内容のため
「健康ガイド」「しょくいくガイド」「がん検診のお知らせ」のほか各種事業における通知、郵送（配布）、「母子健康手帳」等の配布を行った。	B	前年度事業の継続のため
前年度に引き続き、成人や小・中学生を対象にした「成人スポーツ教室」「青少年スポーツ教室」「少年少女スポーツ大会」、「スキルアップ教室」、市民を対象に「市民スポーツ大会」「市民スポーツデー」「地区対抗リレー」を実施した。 また、全市民対象のチャレンジデーでは参加者数 39,531 名、参加率は 48.9%を記録し、金メダルを獲得したほか、市制施行 45 周年記念事業として始まった「地区対抗リレー」を実施し、地域の絆を深めながら、スポーツに親しむ場をより多く提供した。	B	前年度と同程度の事業内容のため
常設プレーパークとして、週 4 回の実施により、延べ 1 万名を超える 11,243 名の利用があった。（児童青少年課） 子育て世代の交流の場として子ども家庭支援センター、和泉児童館の子育てひろば、学童保育所のあそびの広場、保育園の園庭開放、野川たんぼひろばを実施した。子ども食堂への支援のための補助事業費を予算化した。（子育て支援課）	A	補助事業を予算化できたため
3 団体を後援した。	B	前年度と同程度の事業内容のため

基本目標6 男女共同参画推進のための体制の強化

総合的かつ効率的な計画推進のため、庁内組織の整備・強化を図り、市民と事業者とともに、男女共同参画を実践します。

また、国、東京都、他自治体との情報交換、連携も強化し、男女共同参画社会の実現を図ります。

【施策】

(1) 推進体制強化に向けた取組み

男女共同参画施策・事業を着実に推進していくために、庁内推進体制の充実として、推進本部及び推進会議の機能の充実を図ります。

また、市民参加による計画の推進のため、男女共同参画推進委員会の取組みを推進するとともに、市、事業者や関係団体との連携を強化、市民への効果的な周知・普及を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
98	男女共同参画推進委員会の活動推進 (新規)	男女共同参画推進委員会の機能や体制の強化、取組みの推進	政策室
99	男女共同参画関係団体への支援・連携	市・事業者や団体・市民の相互交流の促進	政策室
100	庁内推進体制の充実	男女共同参画推進計画の推進本部と推進会議の機能充実	政策室
101	市民への男女共同参画推進計画の周知 (新規)	多くの市民が男女共同参画推進計画の取組みを知る機会を提供	政策室

<基本目標6の各課事業の評価集計>

A 進んだ	1
B 現状維持	5
C あまり進んでいない	0
D まったく進んでいない	0
計	6

<総括>

- ・男女共同参画推進委員会にて、新たな取組みを多数実施することができた。
- ・市民活動支援センターは開設から2年目となり、順調に事業を実施することができている。今後は男女共同参画の推進に取り組む団体の掘り起こしなど、体制の強化にむけた動きが求められる。
- ・年次有給休暇の平均取得日数や男性の育児休業取得率は増加しており、評価できる。しかしながら、超過勤務の総時間数も増加しており、市職員のワーク・ライフ・バランスに向けて引き続き取組みが求められる。

平成 29 年度実績	評価	評価理由
委員会は年4回開催。平成 30 年 1 月に講演会を開催。他市との市民交流会や新たに設立した市民サポーター会議への参加、情報誌の発行を行った。また、先進事例の視察、男女共同参画週間パネル展及びシールアンケート、粕江高校生へのアンケート調査を実施した。	A	新規事業を開始したため
関係団体とチラシ配布や情報共有等を通じて連携した。また、市民活動支援センターにて、団体交流事業や活動団体の情報交換会を行った。	B	前年度事業の継続のため
男女共同参画推進計画庁内推進本部及び推進会議を開催した。	B	前年度事業の継続のため
市ホームページ上で周知した。また、男女共同参画週間パネル展にて閲覧可能とした。	B	前年度と同程度の事業内容のため

（２）狛江市の取り組み

市職員の長期的な行政運営を考慮し、あらゆる職場・職域において、男女のバランスのとれた配置に努めます。

市役所が市内事業所のモデルとなれるよう、庁内でのワーク・ライフ・バランスの取り組みを進めていきます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
102	男女共同参画の視点に立った職員配置への配慮	一般行政職における女性割合の 30%確保、あらゆる職場において男女のバランスのとれた配置	職員課
103	庁内でのワーク・ライフ・バランスの取り組みの推進	職員へのワーク・ライフ・バランスの意識啓発、育児・介護休業の取得率促進、時間外勤務の縮減	職員課

平成 29 年度実績	評価	評価理由
平成 30 年 4 月 1 日時点での一般行政職における女性職員の割合約 35%（前年度と比較して横ばい）	B	前年度と比較して横ばいのため
ノー残業デーの更なる徹底、絶対退庁時間の設定、超過勤務が月 45 時間超の職員についての報告書の提出、課別の有給休暇の目標取得日数の設定を行った。 ワーク・ライフ・バランスについて理解を深め、仕事と家庭・私生活の調和を考えるとともに、部下が個々の状況やライフステージに応じた働き方を実現できるよう、管理職研修を実施した。（参加者数 11 名） 男性の育児休業取得率について、前年度 60%から 88.9%に増加した。また、年次有給休暇については、平均取得日数が前年度 11 日から 11.9 日に増加した。職員一人当たりの時間外勤務平均時間数については、前年度 120.7 時間から 119.4 時間に減少したが、全体の総時間数については、135 時間増加した。	B	年次有給休暇の平均取得日数や男性の育児休業取得率が増加した一方で、時間外勤務の総時間数が増加したため

資 料 編

- ◇ 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部設置要綱
- ◇ 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱
- ◇ 庁内推進本部・庁内推進会議開催経過
- ◇ 庁内推進本部員名簿
- ◇ 庁内推進会議委員名簿
- ◇ 男女共同参画パネル展 シールアンケート集計結果
- ◇ 狛江高等学校３年生 男女共同参画に関するアンケート集計結果
- ◇ 用語解説

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部設置要綱

平成22年 9 月10日 要綱第89号

改正

平成24年 3 月28日 要綱第37号

平成26年 4 月14日 要綱第65号

平成27年 3 月30日 要綱第35号

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画を推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部（以下「本部」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 狛江市男女共同参画推進計画の総合調整及び推進に関すること。
- (2) 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織する。

- 2 本部長は、企画財政部長をもって充てる。
- 3 副本部長は、部員の互選によって定める。
- 4 部員は、別表に定める職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第4条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部会議は、部員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 本部長は、必要があると認めたときは、部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 本部会議の議事は、出席部員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、男女共同参画推進担当課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 こまえ男女平等推進プラン庁内推進本部設置要綱（平成13年要綱第37号）は、廃止する。

付 則（平成24年 3 月28日 要綱第37号）

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成26年 4 月14日要綱第65号）
この要綱は，公布の日から施行し，平成26年 4 月 1 日から適用する。
付 則（平成27年 3 月30日要綱第35号）
この要綱は，平成27年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

企画財政部	秘書広報室長，政策室長
総務部	安心安全課長，職員課長
市民生活部	地域活性課長
福祉保健部	地域福祉課長，福祉相談課長，高齢障がい課長，健康推進課長
児童青少年部	子育て支援課長，児童青少年課長
教育部	指導室長，社会教育課長，公民館長，図書館長

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱

平成22年9月10日要綱第90号

改正

平成24年3月28日要綱第37号

平成25年9月3日要綱第121号

平成26年4月14日要綱第65号

平成27年3月30日要綱第36号

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、狛江市男女共同参画推進計画を全庁的に推進するため、狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議（以下「会議」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 狛江市男女共同参画推進計画の推進に関すること。
- (2) 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部の決定事項に関すること。
- (3) 男女共同参画施策の在り方に関すること。
- (4) その他議長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、別表に定める男女共同参画関連施策を担当する課の職員の中から市長が任命する委員をもって組織する。

2 会議に議長及び副議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 議長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 議長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、男女共同参画推進担当課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議設置要綱（平成13年要綱第36号）は、廃止す

る。

付 則（平成24年 3 月28日要綱第37号）

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成25年 9 月 3 日要綱第121号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年 4 月14日要綱第65号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成27年 3 月30日要綱第36号）

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

選出区分	選出人員
企画財政部秘書広報室	1 名
企画財政部政策室	1 名
総務部安心安全課	1 名
総務部職員課	1 名
市民生活部地域活性課	1 名
福祉保健部地域福祉課	1 名
福祉保健部福祉相談課	1 名
福祉保健部高齢障がい課	1 名
福祉保健部健康推進課	1 名
児童青少年部子育て支援課	1 名
児童青少年部児童青少年課	1 名
教育部指導室	1 名
教育部社会教育課	1 名
教育部公民館	1 名
教育部図書館	1 名
合計	15名

庁内推進本部・庁内推進会議開催経過

< 庁内推進本部 >

日程	会議	内容
平成 30 年 8 月 16 日	平成 30 年度 第 1 回	・ 平成 30 年度狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議について ・ 平成 29 年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況報告書について

< 庁内推進会議 >

日程	会議	内容
平成 30 年 6 月 29 日	第 4 回	・ 狛江市男女共同参画推進計画について ・ 平成 29 年度推進状況報告書について ・ 今後の予定について
平成 30 年 8 月 3 日	第 5 回	・ 平成 29 年度推進状況報告書について ・ 今後の予定について

※会議回数は、委員任期中の通算回数となっている。

庁内推進本部員名簿

		職名	氏名
本部長		企画財政部長	高橋 良典
本部員	1	企画財政部秘書広報室長	上田 博記
	2	企画財政部政策室長	田部井 則人
	3	総務部安心安全課長	鈴木 実
	4	総務部職員課長	立道 雅央
	5	市民生活部地域活性課長	片岡 晋一
	6	福祉保健部地域福祉課長	岡本 起恵子
	7	福祉保健部福祉相談課長	小川 正美
	8	福祉保健部高齢障がい課長	中村 貞夫
	9	福祉保健部健康推進課長	浅井 信治
	10	児童青少年部子育て支援課長	白鳥 幹明
	11	児童青少年部児童青少年課長	鈴木 弘貴
	12	教育部指導室長	柏原 聖子
	13	教育部社会教育課長	安江 真人
	14	教育部公民館長	加藤 達朗
	15	教育部図書館長	西田 久美子

*平成 30 年 8 月現在

庁内推進会議委員名簿（任期：平成 28 年 10 月～平成 30 年 9 月）

	所属名	氏名
1	企画財政部秘書広報室	國頭 麻里
2	企画財政部政策室	石 由貴
3	総務部安心安全課	大久保 里美
4	総務部職員課	塚脇 大佑（議長）
5	市民生活部地域活性課	石橋 和美
6	福祉保健部地域福祉課	岩下 貴昭
7	福祉保健部福祉相談課	林 真一郎
8	福祉保健部高齢障がい課	池田 直子（副議長）
9	福祉保健部健康推進課	山本 久美子
10	児童青少年部子育て支援課	神戸 美紀
11	児童青少年部児童青少年課	吉田 恵美
12	教育部指導室	檜崎 智加
13	教育部社会教育課	相川 圭介
14	教育部公民館	内田 駿介
15	教育部図書館	肱岡 真奈香

*平成 30 年 8 月現在

男女共同参画パネル展 シールアンケート集計結果

実施日：平成29年6月19日（月）～6月30日（金）

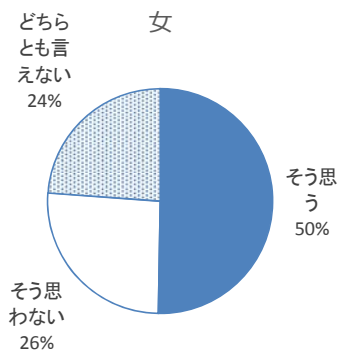
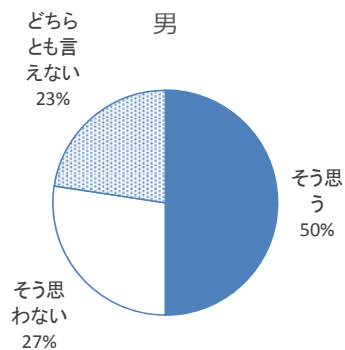
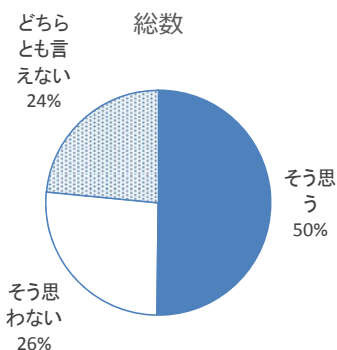
実施場所：市役所ロビー、中央公民館、西河原公民館、こまえくぼ1234、上和泉地域センター、野川地域センター、岩戸地域センター、南部地域センター

回答者数：341人

テーマ：子育て

問1 子どもと1日過ごせる父親は、偉いと思う。

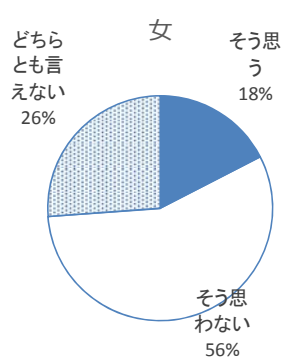
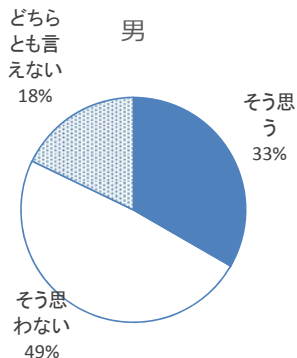
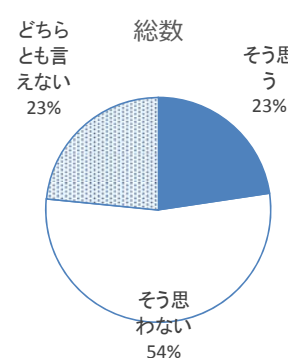
そう思う				そう思わない				どちらとも言えない			
総数		男	女	総数		男	女	総数		男	女
139	50%	42	97	73	26%	23	50	65	23%	19	46



問2 「赤ちゃん・ふらっと」には、男性は入らないほうが良いと思う。

※「赤ちゃん・ふらっと」とは、東京都が公共施設等へ整備を進める授乳やおむつ替え等ができるスペースの愛称。

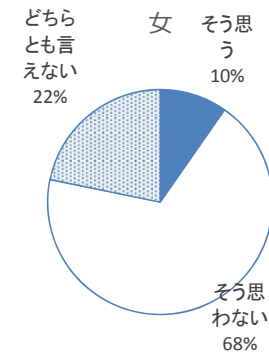
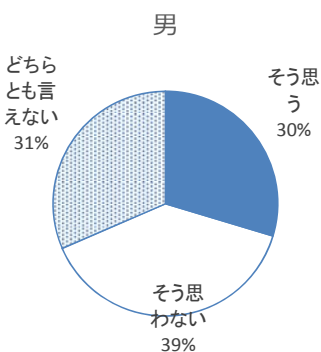
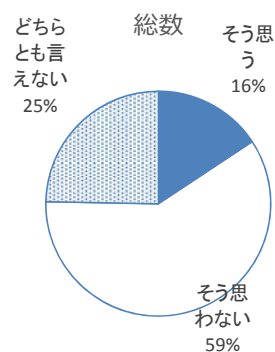
そう思う				そう思わない				どちらとも言えない			
総数		男	女	総数		男	女	総数		男	女
58	23%	28	30	138	54%	41	97	60	23%	15	45



テーマ：LGBT

問3 小さい男の子がピンクのかばんを選んだら、違う色を薦めると思う。

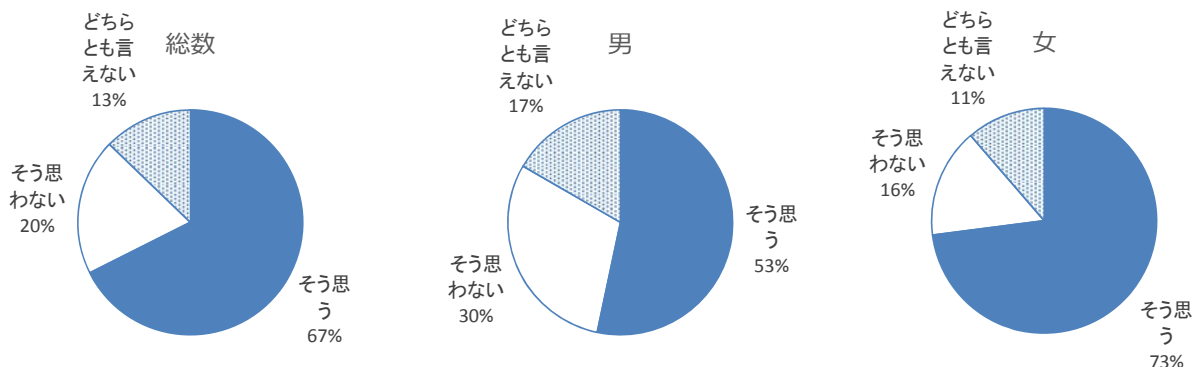
そう思う				そう思わない				どちらとも言えない			
総数		男	女	総数		男	女	総数		男	女
28	16%	16	12	106	60%	21	85	44	25%	17	27



テーマ：会社

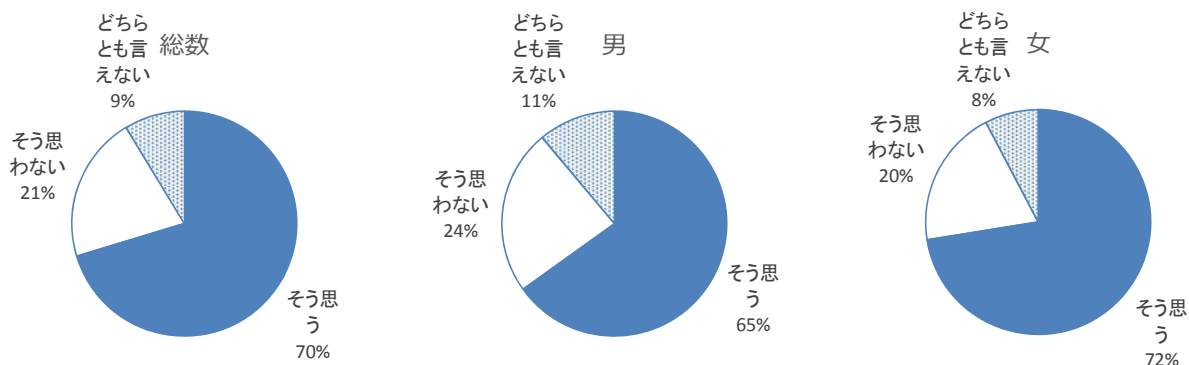
問4 採用や昇進は、男性の方が優遇されていると思う。

そう思う				そう思わない				どちらとも言えない			
総数		男	女	総数		男	女	総数		男	女
148	68%	32	116	43	20%	18	25	28	13%	10	18



問5 育児や介護のための時短勤務や育児・介護休暇は、女性の方がとりやすいと思う。

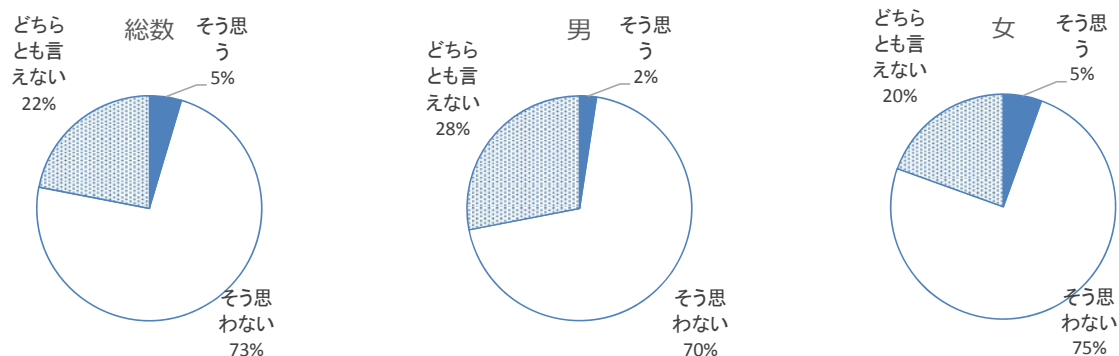
そう思う				そう思わない				どちらとも言えない			
総数		男	女	総数		男	女	総数		男	女
154	70%	41	113	46	21%	15	31	19	9%	7	12



テーマ：地域活動

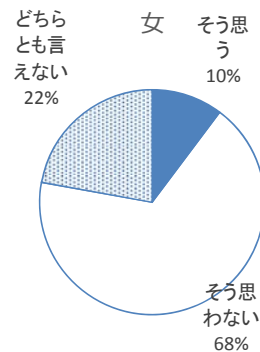
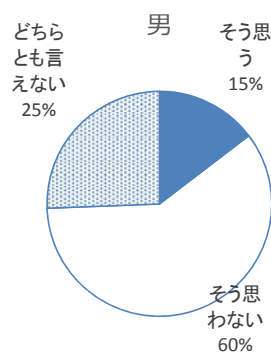
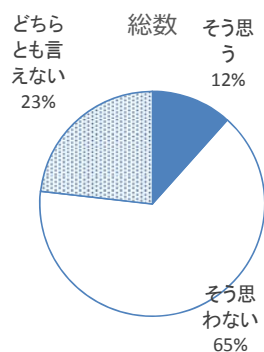
問6 ボランティア活動は、女性の方が向いていると思う。

そう思う				そう思わない				どちらとも言えない			
総数		男	女	総数		男	女	総数		男	女
13	5%	2	11	207	73%	57	150	62	22%	23	39



問7 地域の防災活動は、男性の役割だと思う。

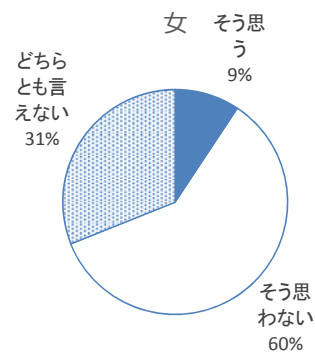
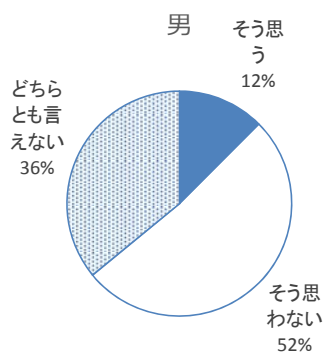
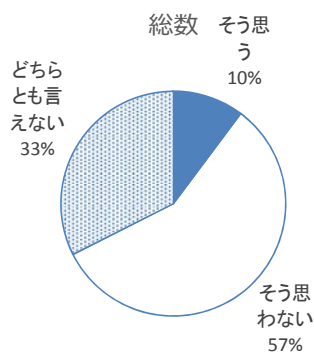
そう思う			そう思わない			どちらとも言えない				
総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女		
31	12%	12	174	65%	49	125	62	23%	21	41



テーマ：介護

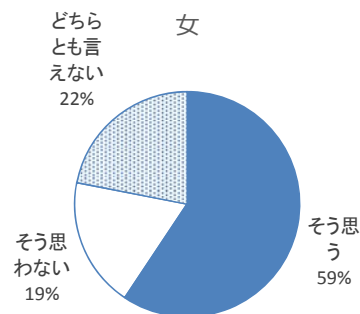
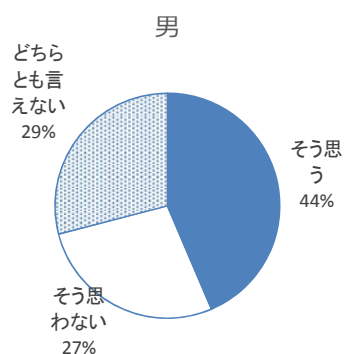
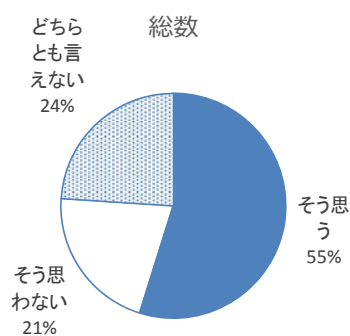
問8 高齢者の介護に向いているのは女性だと思う。

そう思う				そう思わない				どちらとも言えない			
総数		男	女	総数		男	女	総数		男	女
23	10%	8	15	129	57%	33	96	73	32%	23	50



問9 介護されるなら女性にしてみたいと思う。

そう思う				そう思わない				どちらとも言えない			
総数		男	女	総数		男	女	総数		男	女
119	55%	27	92	46	21%	17	29	52	24%	18	34



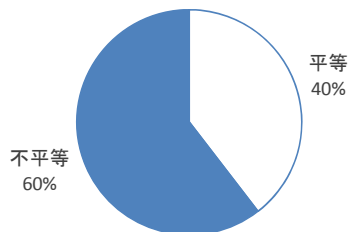
テーマ：その他

①あなたは、以下のそれぞれの分野について、男女平等であると感じますか？それとも不平等であると感じますか？

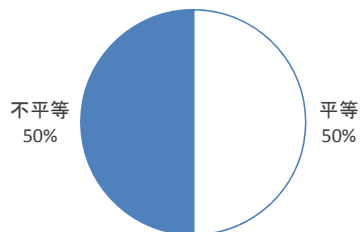
i. 家庭

平等				不平等			
総数		男	女	総数		男	女
108	40%	38	70	165	60%	38	127

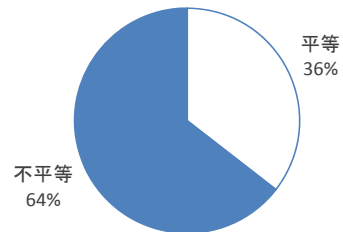
総数



男



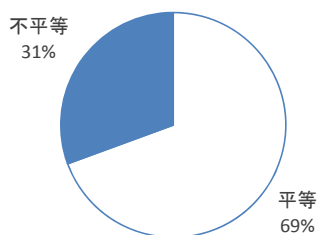
女



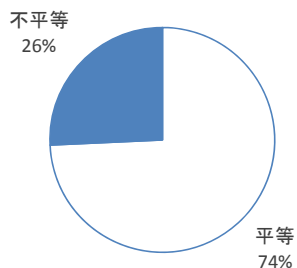
ii. 学校

平等				不平等			
総数		男	女	総数		男	女
177	69%	52	125	78	31%	18	60

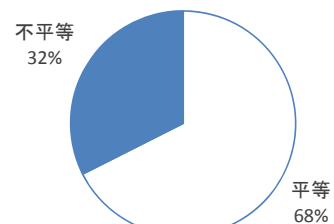
総数



男



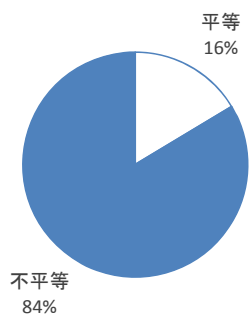
女



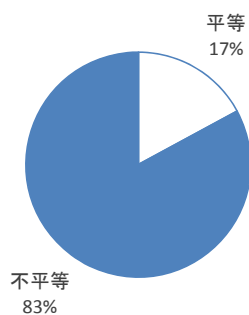
iii. 会社（募集・採用・昇進・育休）

平等				不平等			
総数		男	女	総数		男	女
43	16%	13	30	220	84%	63	157

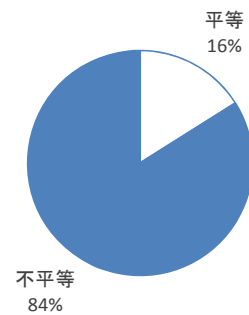
総数



男

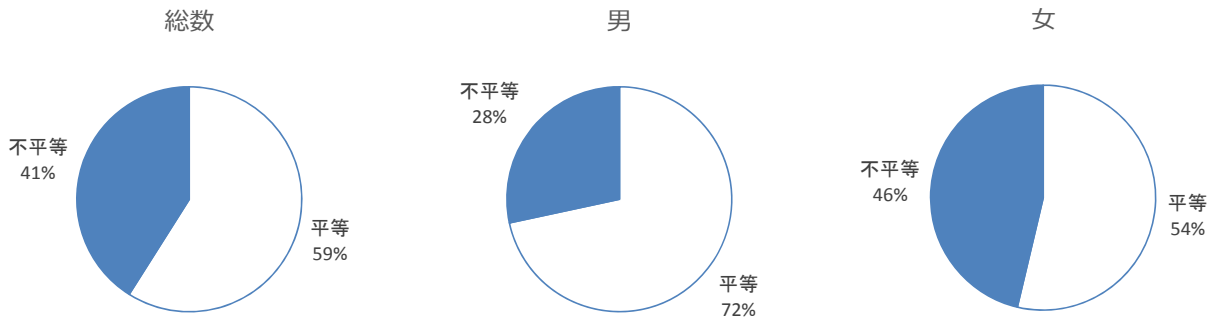


女



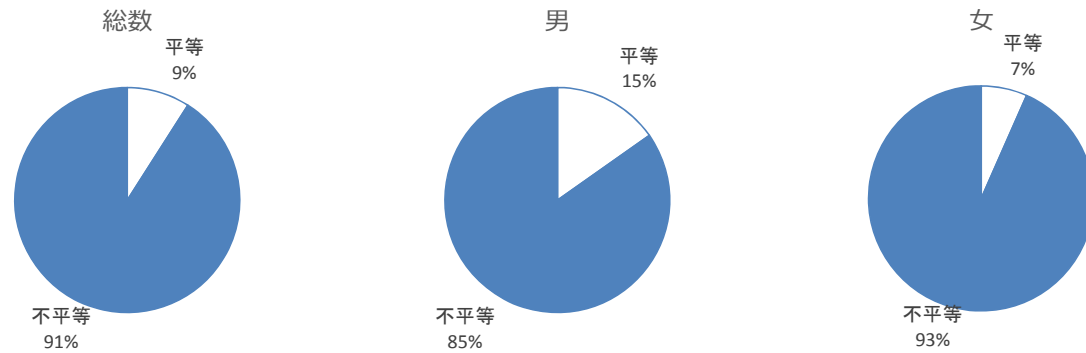
iv. 地域（自治会・ボランティア）

平等				不平等			
総数	男	女		総数	男	女	
135	59%	48	87	94	41%	19	75



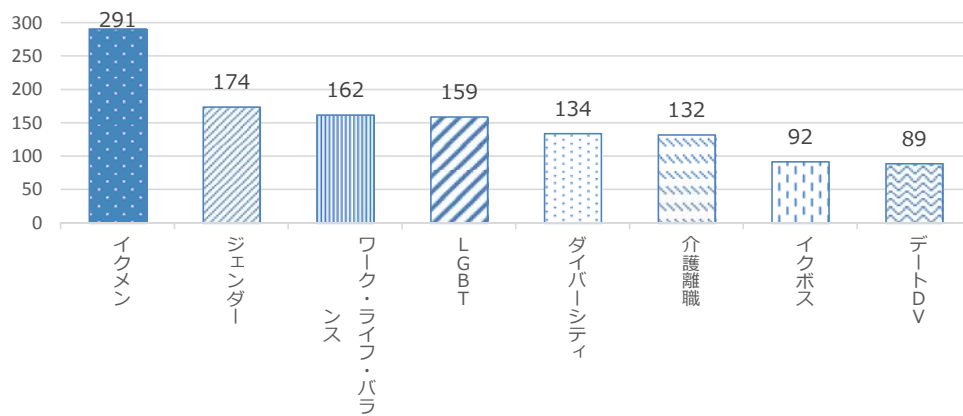
v. 社会全体

平等				不平等			
総数	男	女		総数	男	女	
19	9%	9	10	191	91%	50	141



②男女共同参画に関するキーワード、あなたはいくつ知っていますか？

i. イクメン			ii. イクボス			iii. ワーク・ライフ・バランス			iv. ジェンダー		
総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
291	83	208	92	38	54	162	62	100	174	62	112
v. L G B T			vi. ダイバーシティ			vii. デートDV			viii. 介護離職		
総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
159	56	103	134	55	79	89	26	63	132	39	93



狛江高等学校 3 年生 男女共同参画に関するアンケート集計結果

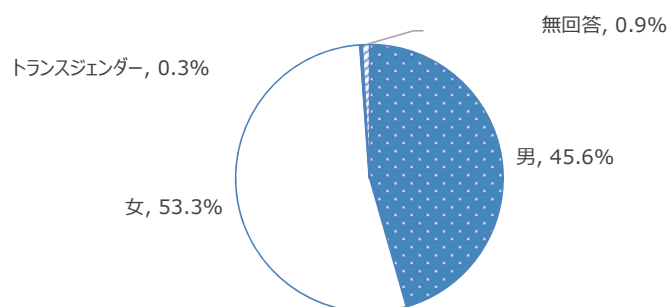
実施日：平成29年 6 月28日（水）

対象者：東京都立狛江高等学校 3 年生

回答者数：349人

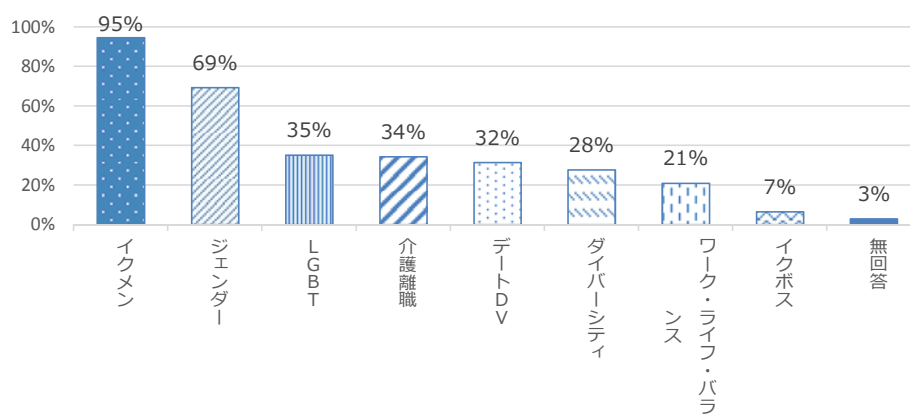
問 1 あなたの性別を記入してください。

男	159	45.6%
女	186	53.3%
トランスジェンダー	1	0.3%
無回答	3	0.9%



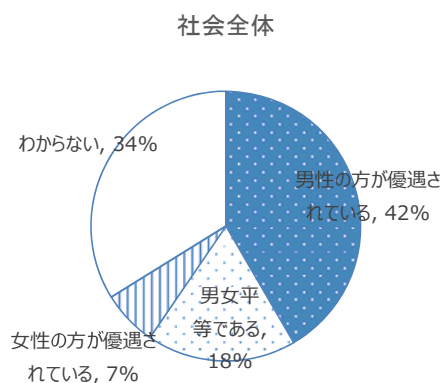
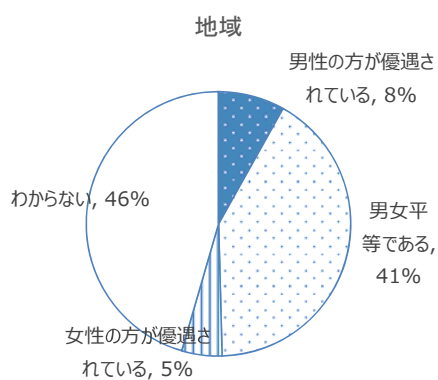
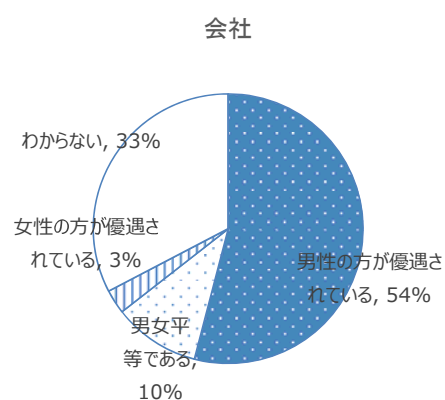
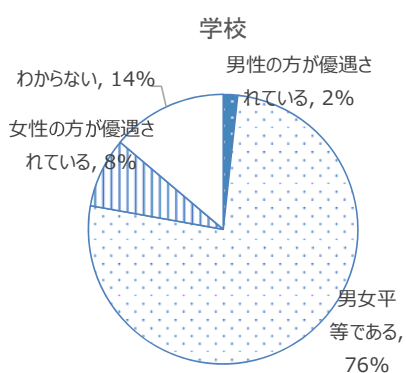
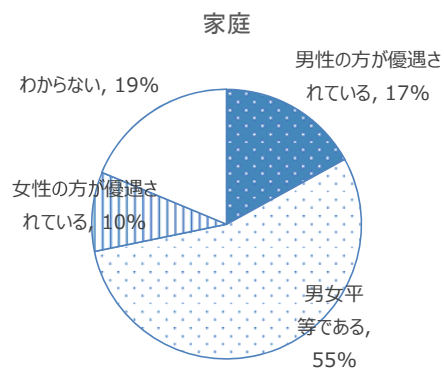
問 2 次にあげる男女共同参画に関するキーワードについて、あなたはいくつ知っていますか。

イクメン	330	95%
ジェンダー	242	69%
L G B T	123	35%
介護離職	120	34%
デートDV	110	32%
ダイバーシティ	97	28%
ワーク・ライフ・バランス	73	21%
イクボス	23	7%
無回答	10	3%



問3 あなたは、以下のそれぞれの分野について男女平等であると感じますか。

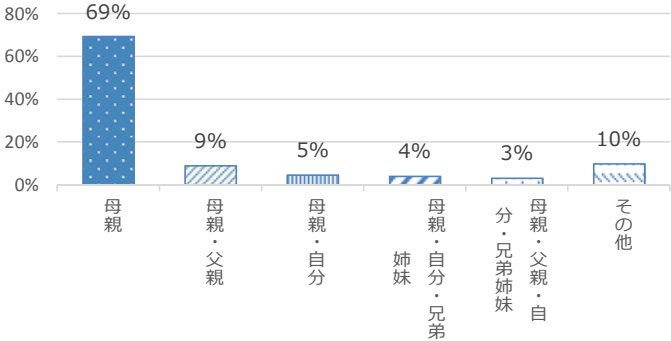
家庭	男性の方が優遇されている	59	17%	(回答者：347人)
	男女平等である	190	55%	
	女性の方が優遇されている	33	10%	
	わからない	65	19%	
学校	男性の方が優遇されている	6	2%	(回答者：347人)
	男女平等である	264	76%	
	女性の方が優遇されている	29	8%	
	わからない	48	14%	
会社	男性の方が優遇されている	187	54%	(回答者：346人)
	男女平等である	36	10%	
	女性の方が優遇されている	10	3%	
	わからない	113	33%	
地域	男性の方が優遇されている	28	8%	(回答者：345人)
	男女平等である	143	41%	
	女性の方が優遇されている	17	5%	
	わからない	157	46%	
社会全体	男性の方が優遇されている	144	42%	(回答者：346人)
	男女平等である	62	18%	
	女性の方が優遇されている	23	7%	
	わからない	117	34%	



問 4 あなたの家では次にあげるようなことを主に行っているのは誰ですか。
※同程度に分担している場合は、分担する人すべてを選択

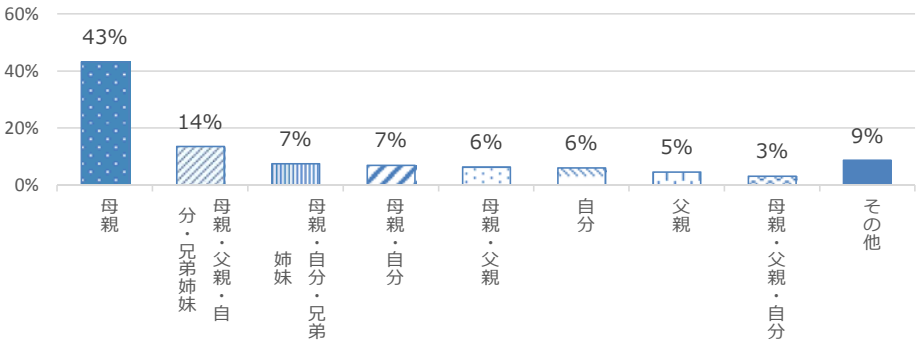
食事の支度	母親	240	69%
	母親・父親	31	9%
	母親・自分	16	5%
	母親・自分・兄弟姉妹	14	4%
	母親・父親・自分・兄弟姉妹	11	3%
	その他	34	10%

(回答者：346人)



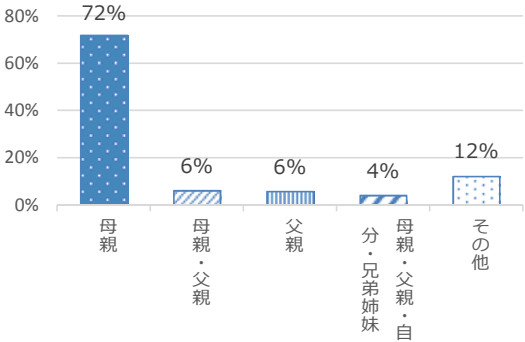
食事の後片付け	母親	150	43%
	母親・父親・自分・兄弟姉妹	47	14%
	母親・自分・兄弟姉妹	26	7%
	母親・自分	24	7%
	母親・父親	22	6%
	自分	21	6%
	父親	16	5%
	母親・父親・自分	11	3%
	その他	30	9%

(回答者：347人)



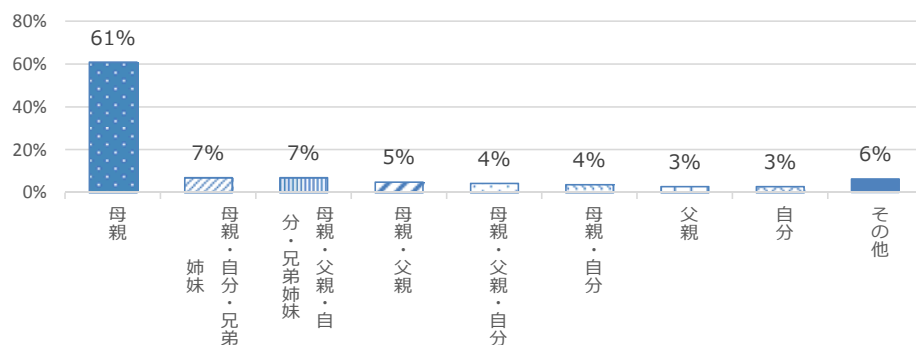
洗濯	母親	249	72%
	母親・父親	21	6%
	父親	20	6%
	母親・父親・自分・兄弟姉妹	14	4%
	その他	42	12%

(回答者：346人)



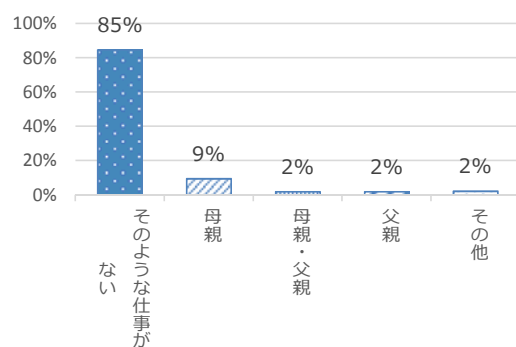
掃除	母親	211	61%
	母親・自分・兄弟姉妹	24	7%
	母親・父親・自分・兄弟姉妹	24	7%
	母親・父親	17	5%
	母親・父親・自分	15	4%
	母親・自分	13	4%
	父親	10	3%
	自分	10	3%
	その他	22	6%

(回答者：346人)



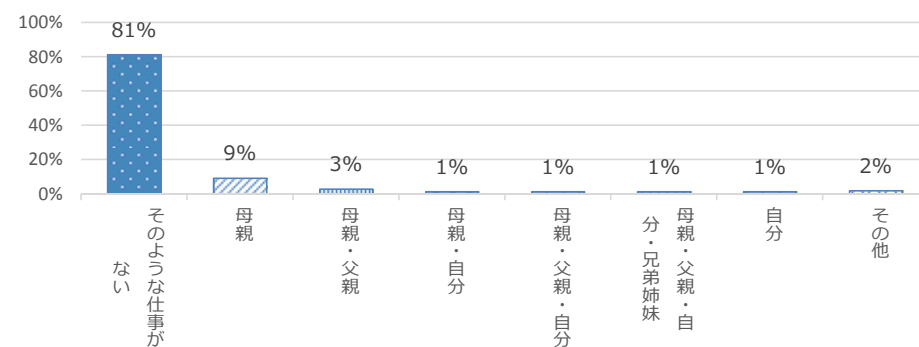
介護	そのような仕事がない	278	85%
	母親	31	9%
	母親・父親	6	2%
	父親	6	2%
	その他	7	2%

(回答者：328人)



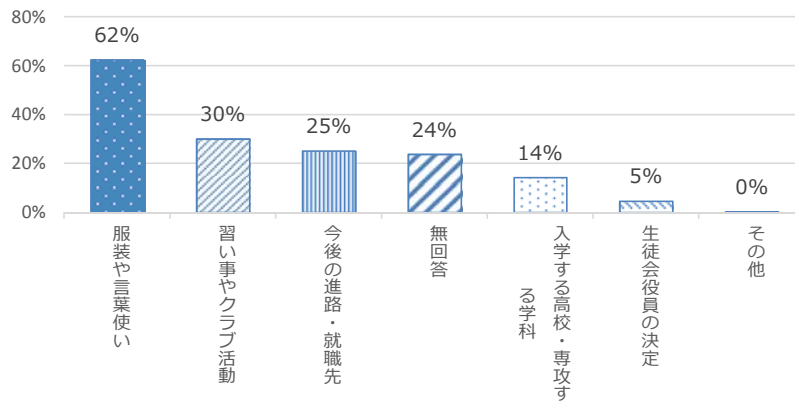
(若い) 子どもの世話	そのような仕事がない	267	81%
	母親	30	9%
	母親・父親	9	3%
	母親・自分	4	1%
	母親・父親・自分	4	1%
	母親・父親・自分・兄弟姉妹	4	1%
	自分	4	1%
	その他	6	2%

(回答者：328人)



問5 あなたが次のことを考えるとき、「女(男)だからこうした方がいい」「女(男)だからこれはダメだ」といった考え方が影響する（または影響した）と思いますか。

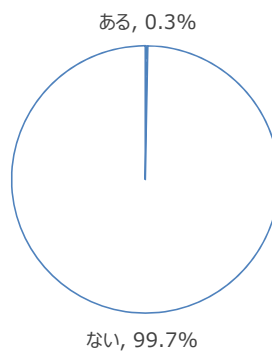
服装や言葉使い	218	62%
習い事やクラブ活動	105	30%
今後の進路・就職先	88	25%
無回答	83	24%
入学する高校・専攻する学科	50	14%
生徒会役員の決定	16	5%
その他	1	0%



問6 あなたは、これまでに交際相手からデートDVと思われる行為を受けたことがありますか。

ある	1	0.3%
ない	331	99.7%

(回答者：332人)



問7 あなたは、夫婦や恋人同士で起こる次のようなことを暴力だと思いますか。

何を言っても無視する	暴力だと思う	148	44%
	暴力だと思わない	119	35%
	わからない	70	21%
大声でどなる	暴力だと思う	227	67%
	暴力だと思わない	71	21%
	わからない	43	13%
LINEやメールの返事が遅いと怒る	暴力だと思う	85	25%
	暴力だと思わない	189	55%
	わからない	67	20%
勝手にメールを見たり、アドレスを削除する	暴力だと思う	191	56%
	暴力だと思わない	82	24%
	わからない	67	20%
誘いを断ったら怒る	暴力だと思う	123	36%
	暴力だと思わない	157	46%
	わからない	59	17%
異性や友人に会うことを制限する	暴力だと思う	164	48%
	暴力だと思わない	112	33%
	わからない	63	19%

(回答者：337人)

(回答者：341人)

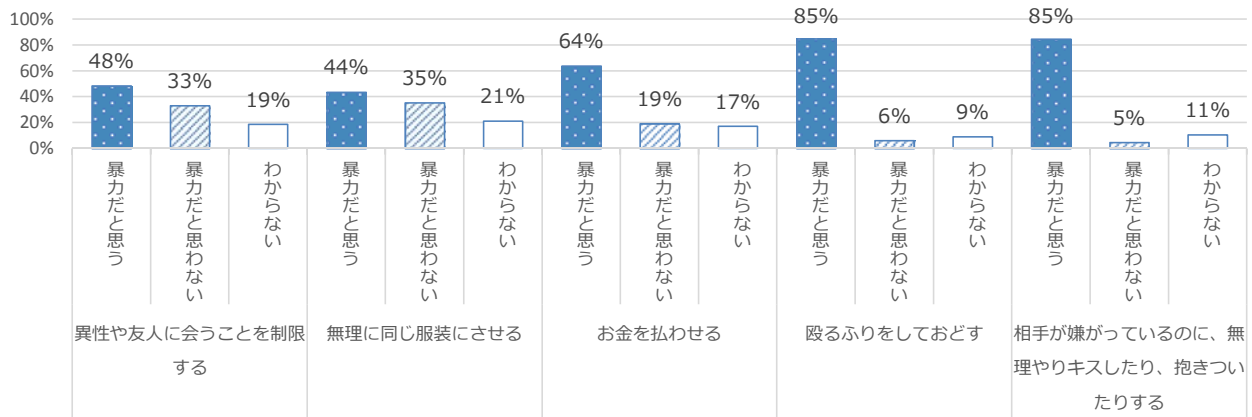
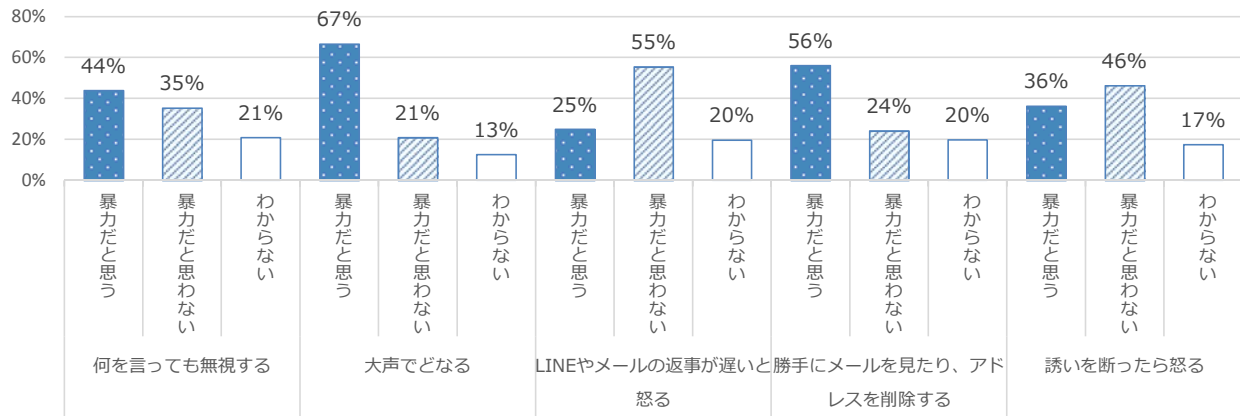
(回答者：341人)

(回答者：340人)

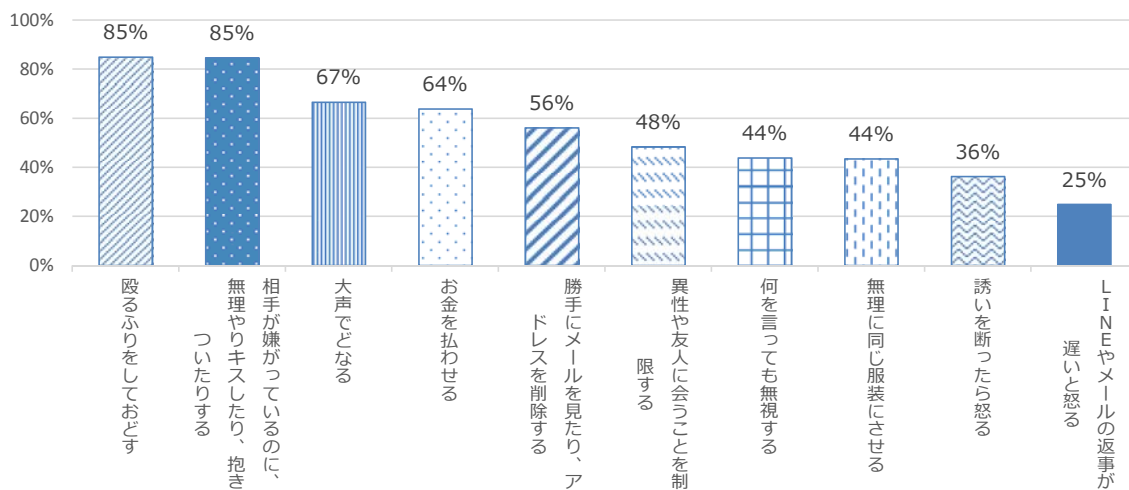
(回答者：339人)

(回答者：339人)

無理に同じ服装にさせる	暴力だと思う	148	44%	(回答者：340人)
	暴力だと思わない	120	35%	
	わからない	72	21%	
お金を払わせる	暴力だと思う	217	64%	(回答者：340人)
	暴力だと思わない	65	19%	
	わからない	58	17%	
殴るふりをしておどす	暴力だと思う	289	85%	(回答者：340人)
	暴力だと思わない	21	6%	
	わからない	30	9%	
相手が嫌がっているのに、無理やりキスしたり、抱きついたりする	暴力だと思う	289	85%	(回答者：341人)
	暴力だと思わない	16	5%	
	わからない	36	11%	



「暴力だと思う」項目ランキング



問8 あなたは、「女性にとっても男性にとっても生きやすい社会」にするためには、どのようなことが必要だと思いますか。（自由回答）

男	・男だから、女だからという考え方自体を無くしていくことが必要だと思う。
男	・「女性にとっても男性にとっても生きやすい社会」 こうゆう概念すらなくす。
男	・「性別」というくくりを無くす。
女	・「男だから、女だから」という考えをすてる。
女	・男女というくくりをしない。
女	・「女性らしく」「男性らしく」という言葉を徐々になくなればいいと思う。色々な生き方が容認されれば
女	いなどと思う。
女	・「男尊女卑」という言葉を大人がむやみに使わないようにすること。
男	・お互いを思いやる気持ち
男	・思いやり
男	・思いやりを第一に考える社会にする。
男	・他人を思いやる。
女	・女性も男性もお互いのことを思いやること。
女	・互いに思いやりの心をもつこと。自分がより有利になるように動き過ぎないようにする。
女	・相手のことを尊重し、思いやる。男女に関する固定概念をなくす。
無回答	・相手のことを思いやる。
男	・みんなが優しくなる。
男	・みんなやさしく。
男	・仲良くする。
T	・愛と自由
女	・お互いが尊重し合う。
女	・みんながみんなを尊重する
女	・互いの立場を知ることが必要だと思う。
女	・お互いの立場になって考える。男性は暴力にはしることをやめる。社会全体として、女性の意見がちゃんと
女	はいるようにする。またそのような場をもっと増やすべきだと思う。
女	・お互いを尊重する。
女	・互いを尊重しあう。
男	・男性女性がお互いのことを尊重する。
女	・互いのことを考えること。
男	・互いのことを理解する。
男	・異性の現状を認め譲り合い助け合うこと。
女	・男がえらいみたいな古い考えを男の人がもたない。（女性も）
女	・男性が女性を認めること。
女	・家事を女性にまかせすぎない。
女	・家父長制などの考え方をなくす。考え方を変える。
男	・考え方
女	・考え方を柔軟にする。
女	・固定概念を変える。
女	・固定概念を捨てる。
女	・昔の考えを捨てる。
男	・今までの概念を捨てる。
男	・気にしすぎないこと。
男	・こういうアンケートを無理にさせて意識させないこと。周りがきちんとした対応をとればいい。
男	・このような問いが男女の差を意識させるのだと思う。
男	・差別と区別をはき違えないこと。
男	・両性の本質的平等の遵守
女	・それぞれにどうしたいかを聞く。男女平等とはいってもある程度の区別はほしい。
女	・女性と男性は体のつくりが違ったり根本から違うから、それを互いに理解する。
女	・男性、女性とひとくくりにしたとき、それぞれちがいがいるのだから、その違いを明確に知る機会を男女
女	共にもつこと。
男	・男性女性でできることは違えど、行えることは必ずあるので男女平等を無理に行おうとする必要はない。
女	・全く同じことを強いるのではなく、それぞれに合わせた平等をつくり出すこと。
女	・実力主義
男	・実力をつける。
男	・社会制度を見直す。国会が変われ。政治が変われ。
男	・相互理解、政治的対策を練る。
男	・社会全体が男女平等を理解して意識する。
女	・正直男女差が起きてしまうのはしょうがないと思う。でも結婚や妊娠で会社をやめなくてはいけない空気や
女	育休などを取らせてくれない会社は変えなくてはいけないと思う。また暴力を使うことは随時伝えていったり
女	探していかなければいけないと思う。
男	・女性社会進出→男性の仕事増える（家庭）。だが家を1人で養うという圧迫感からの解放→子供たちが親に
男	甘えず、手伝うようにする→◎
男	・男女平等を楯に女性なら何をしてもいいという人が増長してきているのに怒りを覚えます。
男	・痴漢冤罪を防ぐための男性専用車
女	・女性にとっても参加しやすい社会づくりをみんなで作る！
女	・女性の重役を増やす（女性目線）、男女の区別なくLGBTの偏見もなくすためにも活動をすべき。
女	・上の立場の人が変わらないことには何も変わらないと思う。
女	・働きやすい環境作り
女	・男性がまだまだ優遇されている所が多いと思うので、もっと女性にとって生きやすい場を増やすべきだと思
女	う。
女	・女性も男性も育児休暇がとれて、その後もちゃんと社会復帰できるようにする。
女	・子どもを産んでも、職場に戻りやすいようにしてほしい。

女	・女性がもっと社会進出できるように産休・育休をもっととることができる社会をつくるべきだと思う。
男	・教育を変える。
男	・けんきょに生きる。
男	・女性への気づかい
男	・コミュ力を向上させる。
男	・好きな人をみつける。
男	・世界平和
女	・外国の文化
男	・弱い人間だからという概念を捨てる。
男	・そのことについて考えるこ
男	・それぞれの意見をできるだけ尊重。
女	・みんなが意見を言い合う。
男	・平等な心を持つ。
男	・男女平等
女	・男女平均
女	・努力
無	・長い時間をかけて浸透させていく。
女	・無理矢理させない。
男	・人となりを見つめ直し認める。
女	・隔たりのない環境。
男	・まず現代の世の中は女性に生きやすい社会を目指し過ぎていると思う。女性は男性より立場が低いから上げようという意識が強い。その時点で永久に平等な世界を創ることはできないと思う。
女	・男優遇の所を女性にもして、それと同様に女性の方もだが、結局ムリだと思う。

用語解説

【アンペイドワーク】

無償労働と訳され、賃金・報酬が支払われない労働・活動を意味します。具体的には、家事、介護・看護、育児、買い物、社会的行動を無償労働の範囲としています。

【NGO】

「Non-Governmental Organization」の略で、民間人や民間団体のつくる非政府組織・機構であり、日本では、「国際協力に携わる組織」や「政府を補完する側面」というような場合に使用されます。

【NPO】

「Non-Profit Organization」の略で、非営利の市民団体のことで、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指します。

【ケアマネジメント】

介護の必要な障がい者、高齢者に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供することをいいます。

【ジェンダー】

生物学的な性をセックスと呼ぶのに対し、社会通念や慣習等、社会によってつくられた「女らしさ」「男らしさ」のような社会的・文化的な性をジェンダーと呼びます。（「ジェンダー」という用語それ自体には、良い悪いの価値判断を含むものではありません。）

【スキルアップ】

仕事に必要な技術や技能をスキルといい、これを自ら磨き上げることをスキルアップといいます。現在の仕事・昇進にはもちろん、再就職や転職にもつながります。

【性的マイノリティ】

性的少数者のことを表します。性同一性障害、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭なこと）の人々等を含む総称です。

【セクシュアル・ハラスメント】

職場、学校、地域活動（自治会、PTA等）の場で、相手を不快にさせるような性的な発言や行為のことをいいます。

【ドメスティック・バイオレンス（DV）】

夫婦間や恋人など親しい間柄での暴力のことをいいます。身体的暴力の他、性的暴力や言葉による精神的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力、外出を制限する等の社会的暴力があります。

【デートDV】

結婚前の恋人間で起こるDVのことをいいます。

【デジタルサイネージ】

屋外・店頭・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどで電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称です。

【配偶者暴力相談支援センター】

相談・一時保護・就労や住宅等自立生活のために必要な情報の提供等を行う、DV被害者支援のための拠点です。

【民間シェルター】

民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設です。被害者の相談や自立へ向けたサポート等の援助も行っています。

【メディア・リテラシー（情報活用能力）】

メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、その内容を主体的に読み解く力や、あふれる情報を選択し使いこなす力、またメディアを使って情報を発信する力のことをいいます。

【ユニバーサルデザイン】

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障がいの有無等に関わらず、すべての人が使いやすいように設計されているデザインのことをいいます。

【リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）】

人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子どもを産むか産まないか、いつ何人産むかを決める自由をもつことを意味します。安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなど、幅広く性に関する健康について含まれています。

【ワーク・ライフ・バランス】

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発等、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことをいいます。

登録番号（刊行物番号）

H30－38

平成 29 年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況報告書

平成 30 年 10 月発行

発 行 狛江市

編 集 狛江市企画財政部政策室

狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

03（3430）1111

印 刷 庁内印刷

頒布価格 110 円